

平成26年第9回教育委員会定例会
(9月5日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成26年9月5日（金）午後2時06分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	樋 口 清 秀
委員長職務代理者	高 森 大 乗
委 員	末 廣 照 純
委 員	垣 内 恵美子
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	前 田 幹 生
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	上 野 守 代
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	川 島 俊 二

○日 程

日程第1 議案審議

第25号議案 平成25年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算（教育費関係）の認定の意見聴取について

第26号議案 平成26年度東京都台東区一般会計補正予算（第2回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第27号議案 東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の意見聴取について

第28号議案 東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の意見聴取について

第29号議案 東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する

条例の意見聴取について

第30号議案 東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第31号議案 東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第32号議案 東京都台東区立児童館条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第33号議案 東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第34号議案 (仮称)中央図書館谷中分室の開設に伴う専用什器の買入れについての意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園の保育料について

(2) 学務課

イ 平成27年度以降の区立幼稚園等の保育料について

ウ 小学校情緒障害等通級学級の新設について

(3) 児童保育課

エ 平成27年度以降の保育所等の保育料について

(4) 指導課

オ 台東区いじめ防止対策推進基本方針の策定について

(5) 青少年・スポーツ課

カ 台東区民スポーツ振興協議会が実施する事業に対する共催について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 台東区立蔵前小学校改築について

(2) 学務課

イ 平成27年度区立幼稚園及び認定こども園(短時間保育)園児募集について

ウ 平成26年度就学時健康診断の日程について

エ 秋の井戸湿原自然観察会と新そば手打ち体験ツアーの実施について

(3) 児童保育課

オ 平成27年4月保育所等入所申込の受付について

カ 保育所入所基準の改定について

キ 平成27年4月こどもクラブ入会申込の受付について

ク 小規模保育所の開設等について

(4) 生涯学習課

ケ 国指定名勝伝法院庭園文化財復元補助について

(5) 青少年・スポーツ課

コ たなかスポーツプラザについて

3 10月の行事予定について

4 その他

午後2時06分 開会

○樋口委員長 ただいまから、平成26年第9回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

○樋口委員長 ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願いについては、これより許可いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

〈日程第1 議案審議〉

第25号議案

○樋口委員長 それでは日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

○樋口委員長 はじめに、第25号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第25号議案、平成25年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算（教育費関係）の認定の意見聴取について、ご説明させていただきます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。

恐れ入ります。資料を1枚おめくりいただきたいと存じます。A4横書きの、このような形で、決算の歳入と歳出を科目ごとにまとめた全体像の資料でございます。ご説明はもう1枚後ろの、A4縦のこの表でご説明をさせていただきますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず、歳入からご説明いたします。

教育費の歳入総額は、17億7,588万1,260円でございます。前年度対比2億6,209万2,090円、17.3%の増でございます。分担金及び負担金でございますが、約4,164万円、9.4%の増でございます。保育費個人負担金におけるアスクくらまえ保育園開設に伴う増が主な増でございます。

次に、使用料及び手数料でございます。約166万円、0.9%の減でございます。体育施設使用料におけるリバーサイドスポーツセンター利用実績の減が主な減でございます。

次に、国庫支出金でございます。約1,501万円、5.8%の増でございます。次世代育成支援対策施設整備交付金の大規模改修におきまして、台東児童館の工事終了から谷中児童館への工事内容の変更に伴う減、それから社会資本整備総合交付金における都営根岸五丁目アパートを耐震改修工事実施による新規の増、及び保育委託におけるアスクくらまえ保育園開設に伴う増との相殺による増でございます。

次に、都支出金でございます。約2億1,702万円、44.5%の増でございます。保育所緊急整備事業費における愛隣保育園工事の進捗による増、緊急雇用創出臨時特例事業費における保育園非常勤支援員配置に対する補助金の新規計上等による増と、待機児童解消区市町村支援事業費における補助対象事業数の減に伴う減との相殺によりましての増ということでございます。

次に、財産収入でございます。約43万円、2.0%の減でございます。基金運用益金の運用実績減が、主な減でございます。

次に、繰入金でございます。約43万円、2.0%の減でございます。基金運用益金の運用実績減が、主な減でございます。

次に、繰入金でございますが、400万円、80%の減でございます。池波社会教育振興基金繰入金における、とりくずし額の見直しによる減でございます。

最後に諸収入でございますが、約549万円、5.1%の減でございます。社会保険料における特別支援教育支援員にかかる厚生年金及び健康保険料非該当による減。それから、光熱水費受け入れにおきます、リセ・フランコ・ジャポネ退去による減などと、有償刊行物等、頒布収入における池波正太郎展でのグッズ販売による増などとの相殺による減でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

恐れ入ります。1枚おめくりをいただきたいと存じます。

まず、教育総務費でございます。約2,162万円、1.7%の増でございます。教育支援館運営における保育園特別支援教育支援員の報酬の増、子ども・子育て支援新制度準備事務における新制度施行に伴うシステム構築委託の新規増と、学力向上施策小学校英語活動の推進及び小中学校読書活動推進、小中学校幼稚園のスクールバス運営における各校への組替に伴う減との相殺によります増でございます。

次に、小学校費でございます。約6,241万円、3.7%の増でございます。学力向上施策の小学校英語活動の推進、小学校読書活動推進における教育総務費からの事務移管に伴う増と、パソコン整備における全庁LANメール等暗号化への対応作業の終了と、機器類再リースに伴う減及び人件費の減との相殺によります増でございます。

次に、中学校費でございます。昨年度とほぼ同額でございます。管理運営費の中学校施設保全における工事内容の相違による減、及び中学校パソコン整備における、全庁LANメール等暗号化への対応作業の終了と、機器類の再リースに伴う減などの項目と、学校管理運営費の忍岡中学校大規模改修における新規設計業務委託による増、及び国際理解重点教育と学力向上施策の英語教育の充実における教育総務費からの事務移管に伴う増との相殺によるものでございます。

次に、校外施設費は約301万円、4.0%の減でございます。少年自然の家管理運営における作業用車両購入等の終了による減でございます。

恐れ入ります。1枚おめくりをいただきまして、次に、幼稚園費は約2,605万円、3.5%

の減でございます。私立幼稚園の就園奨励、保護者補助、保護者負担軽減における支給人員の減、及び人件費の減等が主な減でございます。

次に、児童保育費でございます。約4,910万円、1.0%の増でございます。私立保育所緊急整備事業補助における愛隣保育園工事の進捗による増、及び保育室管理運営の柳北保育室管理運営における新規開設による増などと、台東保育園大規模改修の工事終了による減及び保育室管理運営の小島保育室管理運営における移設期間終了による減などとの相殺により増でございます。

次に、こども園費でございます。約1億9,885万円、43.5%の増でございます。（仮称）第三認定こども園施設整備における新規開設準備による増と、人件費の増などとの相殺により増でございます。

次に、社会教育費でございます。約5,833万円、3.8%の増でございます。谷中防災・コミュニティ施設併設図書館整備における工事实施に伴う増、及び図書館管理運営及び社会教育センター教育館における都営根岸五丁目アパート耐震改修に関わる新規工事实施に伴う増と、都支出金返還金の終了、生涯学習センター管理運営における建物及び舞台管理運営業務の委託料の減、文化財復元補助における寛永寺旧本坊表門文化財復元補助の終了による減との相殺により増でございます。

次に、社会体育費でございます。約1,029万円、2.7%の増でございます。第68回国民体育大会におけるリハーサル大会終了と本大会開催の相殺、及び旧田中小学校活用における、耐震工事の実施による増と、荒川河川敷運動公園運動場におけるグラウンド工事未着工による減等による相殺の増でございます。

以上、教育関係の決算の概要をご説明申し上げます。よろしくご審議をいただき、可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 今お読みになったのは平成25年度ですね。見るとわかりますが、幼稚園費、児童保育費、こども園費と、やはり幼児期の子どもたちに関わるところに随分と予算がつけられている気がしますが、これは円グラフのような形になっていると、もっとわかりやすいかなと思いました。よい方向ではないかと思いますが。

別紙A4横の資料を拝見して、備考欄で気がつきましたが、職員給等となっていますけれども、「等」にはどういったものが入っているのか教えていただきたいのと、ここもやはり幼稚園費、児童保育費が随分と予算的には割かれていると思いましたが、都の平均、全体の割合として、台東区はどのくらいのレベルにあるのでしょうか。

○庶務課長 ただいまの高森委員のご質問についてでございますが、横長の一般会計決算の中の備考欄で、職員給等ということで額が示してございます。それぞれの科目の中で、人件費に相当する職員給というのが一番大きな額を占めているということで、このような書き方をさせていただいているところでございます。

この辺りの資料は議会にも出してまいりますので、書き方として慣例的にこのような書

き方をしておりますが、その他では管理運営費や、様々な事業の経費も入っております、一番大きな経費の部分を抜き出して書かせていただいたというところがございます。

それから、決算額が23区の中でどのくらいのレベルにあるのかということですが、これまで平成25年度の決算額、各区出そろって一覧で見られる状況ではございませんので、平成25年度についてはまだ正確なことが言えませんが、これまでの例を見てまいりますと、ほぼ、23区の中では中位程度に位置しているという状況でございます。

○高森委員 小学校、中学校と、各学校費で、人件費が主だということですね。教職員の数と連動してくると思いますが、そういうことだと、保育所に従事されている方が多いという見方でよろしいのでしょうか。

○庶務課長 保育所の場合は、園児の年齢によって配置する職員の数が決まっておりますので、そういった点では、例えば1クラスに1担任というよりは、配置をする職員の数、それから、場合によっては看護師ですとか、いろいろな職員を配置する要素というのが、保育園、幼稚園は高うございますので、そういった関係でございます。

○和田教育長 小学校、中学校の職員給費につきましては、教職員は都費のほうでやっておりますので、この中には基本的には入っていないということになります。

ただ、幼稚園と保育園、こども園については、区費でやらせていただいております。

○高森委員 それで少なく見えるのですね。

○和田教育長 そういうことです。

○高森委員 わかりました。

○垣内委員 義務教育に関しては、都費負担の場合があり、国が半分補助、義務教育負担金に入れていて、その分は除いているということで小さくなっているという理解でよろしかったですか。

○指導課長 小学校、中学校の正規教員につきましては、全て都費の職員でございます。その内訳は、委員ご指摘のように、国と都から出資されていると思います。従いまして、区費の教員の部分については、この会計には入っていないということでございます。

○垣内委員 わかりました。それから、120億円程度の支出ですが、区全体の支出に対する比率を教えてくださいと思います。

○庶務課長 正確な数字を持ってまいりますので、お待ちいただければと思います。

○和田教育長 予算ベースと決算ベース、大体似ておりますが、毎年11%から13%程度を教育費が占めているかと思えます。

○樋口委員長 回答が来るまでの間、他の質問をします。平成25年度一般会計決算の項目の中で、不用額という言葉がありますね。項目としていかななものかと思えますが、不用でしたという言い方は。

当然予算を組むのに当たっては、合理的な予算を組んでいるはずなので、それが4億程度余った、使わなくて済んだということですよ。この辺りの解釈というのはどうなのでしょう。

○庶務課長 不用額という言葉は、一般的な使い方になっているのですが、その中身といたしましては、例えば予算額に対して契約で落差が生じたですとか、事業執行のプロセスの中で効率化を図った結果として残になった、当初予定していた見込みよりも、実際に利用される方が少なかったという実績による残というような、そういったものの積み上げということでございます。

○樋口委員長 よくわかりますが、一般の人は、4億も余らせてどうするんだという話になるだろうと思います。

○庶務課長 この中で大きいのが、例えば施設整備に関わる経費でございます、この点は予算の見積もりで、例えば東京都の建築単価に合わせて積算を行いまして、その予算額として契約等を出していくのですけれども、その部分が実際の契約のときにはかなり落差が生じてくるということがございまして、その辺りが予算としては膨らんでいく傾向がありますので、この辺は庁内全体でも、見積もりの仕方と実際の価格との落差というのを、どう見ていくかということが庁内的にも課題にはなっているところではございます。

○樋口委員長 当然、予算についてはそれぞれの学校も予算を教育委員会に要求して、各学校は新年度スタートから一定の予算の中でやっているわけですね。

○庶務課長 例年、予算要求の段階から各学校とヒアリング等を行いまして、予算要望等を出していただいております。当然、教育委員会としての予算の上限がありますので、優先順位をつけさせていただいて、予算要求を行ってございます。各教育・保育現場からの意見を吸い上げて予算要求をしております。

また、決算を見た上で次年度の予算要求に生かしていくという、そういうプロセスでやっているということになります。

○高森委員 平成26年度の予算を立てていらっしゃると思いますが、全体的にどのような状況でしょうか。増えているのか、それとも減っているのか。

○庶務課長 やはり、教育委員会の予算、施設整備それから児童数も増えているということがございますので、全体的には今年度の額よりも増えているところでございます。

先ほどの教育長から一部お答えをいただきましたが、平成24年度決算との比較でございますけれども、平成24年度の歳入決算額が958億7,630万円でございます。それから歳出決算額が927億598万円という状況になってございますので、それに比べますと、決算額は多くなっているという状況でございます。

○樋口委員長 小学校費の管理運営費で、学力向上施策の小学校英語活動の推進は増えたということによろしいですね。

○庶務課長 はい。

○樋口委員長 各小学校の英語活動の推進に関して、1校当たりどの程度の割り当てがあったのでしょうか。

○指導課長 小学校につきましては平均になりますけれども、全19校で1校当たり年間50日間程度、外国人講師が配置されているという状況でございます。この数につきましては、

ここ数年は変わっていない状況でございます。

○樋口委員長 外国人講師を雇う場合には、ダイレクトにその人と契約するのですか。

○指導課長 委託でございますので、業者との契約になります。

○高森委員 東京都の帰宅困難者対策条例で、帰宅困難者対策が各学校で義務づけられてきているかと思えますけれども、今回、この歳出に教育総務費の平成25年度の主な支出項目のところに、帰宅困難者対策というのがありますよね。平成25年度の歳出が2,400万円程度ですけれども、これは毎年このくらいずつ支出があると見込んでいいのでしょうか。この支出で具体的にどのくらいの帰宅困難者の対応ができるのかをお聞かせください。

○庶務課長 この辺りの項目の数字でございますけれども、ご存じのように東京都が都内の事業所に対して、帰宅困難者対策ということで、社員や職員等が3日間ほどそこでとどまれるような備蓄の用意をしてくださいということがございまして、学校施設、教育・保育施設も該当いたしますので、年度に分けて3日分の職員や子どもたちの分を備蓄しているという数字でございます。そういった経費を計上したものでございまして、25年度、26年度、27年度の3年間で整備を進めていきたいと思いますということでございますので、今後これに類する経費、平成25年度がおそらく3分の2程度、備蓄するための経費として充ててございますので、今年度と来年度の決算にも、この数字が、これほど多くはございませんが出てくるという状況でございます。

○高森委員 基本的には、ここに従事する教職員、あるいは児童・生徒に対する備蓄ということでしょうか。帰宅困難者を受け入れるというわけではないのでしょうか。

○庶務課長 ただいま高森委員がおっしゃったとおりでございます。

それから、帰宅困難者については区内のどこかで受け入れるということは別に想定をしてございまして、担当の部署がケアをするという状況でございます。あくまでも教育委員会施設の教職員と、児童・生徒、園児等の備蓄ということになります。

○樋口委員長 リバーサイドの施設利用料が、単に平成25年度だけがこれだけ減ったということですか。それとも数年の経過傾向が出てきているということですか。

○青少年・スポーツ課長 過去分の資料を持ち合わせておりませんので、後ほど調べてご報告させていただきます。

○樋口委員長 大きい数字ですよ。あの施設でこれだけ減ると運営面で問題があるかと思えますが。

○青少年・スポーツ課長 リバーサイドのみで170万円ということではなく、使用料全体で170万円の減という記載でございます。

○末廣委員 歳出の幼稚園費ですが、私立幼稚園の保護者の補助等について、いずれも減っていますが、これは私立幼稚園の園児が減ったということですか。

○庶務課長 私立幼稚園に通われている園児の数というのは、例年ほぼ同じくらい、大体850人前後でございます。保護者への補助金でございますけれども、区の補助金は収入に関わりなく一定額、約7,700円を出していますが、国や都も収入に応じて補助金を出して

おりますので、収入がある一定額を超えますと、国や都の補助金が0円になるという構造になってございます。収入の高い方が増えますと、補助金の支出額が減る。逆に収入の低い方が増えると補助金の支出額が増えるという傾向があるというところでございます。

○末廣委員 収入が高くなっている家庭が多くなっているということですか。

○庶務課長 一つの傾向としては、そういうことになります。

○末廣委員 傾向としては、そういうことですか。わかりました。

○樋口委員長 そのほかにございませんか。

(なし)

○樋口委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、第25号議案については、原案どおり決定いたしました。

第26号議案

○樋口委員長 次に、第26号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第26号議案、平成26年度東京都台東区一般会計補正予算、第2回における教育関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明をいたします。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。

9月11日からの第3回区議会定例会で審議される予定のものでございます。

1ページおめくりをいただき、右側のページに内訳書をつけてございます。

今回の補正につきましても、歳入予算につきましても、総額59万円の補正の増額でございます。それから歳出予算につきましても、総額1,387万6,000円の補正の増額でございます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

歳入予算の内訳でございますが、1件でございます。使用料、教育使用料、青少年・スポーツ課の所管でございます。体育施設において、たなかスポーツプラザの使用料59万円を計上してございます。補正の歳入予算合計額は59万円の増額ということになってございます。

次は、歳出予算の内訳でございますが、2件でございます。

1件目は児童保育費でございます。児童館等整備費、児童保育課におきまして、(仮称)谷中防災・コミュニティ施設併設児童館等整備に要する経費の補正分263万7,000円と、併設のこどもクラブ整備に要する経費の補正分97万1,000円の増額でございます。

2件目は社会教育費でございます。社会教育総務費、生涯学習課の所管になりますが、

文化財復元補助における浅草寺伝法院庭園文化財復元補助に要する経費526万3,000円と、図書館整備費、中央図書館の（仮称）谷中防災・コミュニティ施設併設図書館整備に要する経費の補正分500万5,000円の増額でございます。

補正の歳出予算合計額は、1,387万6,000円の増額でございます。

以上、簡単でございますが、教育関係の今回の補正予算の概要をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 歳出の生涯学習課の浅草寺伝法院の庭園の復元補助ですが、これは東京都からも予算が出ているのですか。

○生涯学習課長 伝法院は国の指定ですので、国と東京都から出ております。後ほど、ご報告させていただきます。

○樋口委員長 ほかに何かございませんか。

（なし）

○樋口委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○樋口委員長 ご異議ございませんので、第26号議案については、原案どおり決定いたしました。

第27号議案、第28号議案、第29号議案

○樋口委員長 次に、第27号議案を議題といたします。

なお、関連する案件として第28号議案及び第29号議案につきましても一括して議題といたします。

事務局副参事、説明をお願いします。

○事務局副参事 それではご説明いたします。第27号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例、第28号議案、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例、第29号議案、東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の意見聴取についてご説明いたします。

提案理由はいずれも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。本件につきましては、去る8月22日の臨時会において子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定についてをご決定いただいた内容で作成されたものでございます。

それでは順にご説明いたします。

第27号議案をご覧ください。1枚おめくりいただいて構成でございます。目次をご覧ください。第1章総則でございます。第2章家庭的保育事業、第3章小規模保育事業、第4章居宅訪問型保育事業、第5章事業所内保育事業で、それぞれの基準を定めてございます。

恐れ入りますが、後ろから4枚目の表面をご覧ください。第43条第2号をご覧ください。ちょうど用紙の真ん中より下辺りになります。こちらが今回、区が基準を引き上げたところでございます。事業所内保育事業で利用定員が20人以上の保育所型につきましては、乳児室又はほふく室の面積を子ども1人当たり3.3平方メートル以上とするものでございます。

続きまして、一番後ろの表側に付則がございます。第1項施行日でございます。この条例は児童福祉法の改正が含まれております表記の法律の施行日と同じ日から施行いたします。現在のところ4月1日が予定されているものでございます。第2項から一番最後のページにあります第5項までにつきましては、この基準の運用開始にあたり食事の提供、連携施設、家庭的保育者などの資格及び小規模保育事業C型の利用定員についての経過措置でございます。

続きまして、第28号議案でございます。この条例は教育・保育施設及び地域型保育事業について、給付による財政支援の対象として適切であるかを確認するための基準を定めるものでございます。1枚おめくりをいただいて構成でございます。目次をご覧ください。

第1章総則でございます。第2章は幼稚園・保育園・認定子ども園である教育保育施設について、第3章は小規模保育事業等の地域型保育事業についての基準を定めてございます。

後ろから2枚目の表面をご覧ください。この条例の付則でございます。第1条施行日でございます。この条例は、子ども・子育て支援法の施行日と同じ日から施行いたします。こちらも予定日は4月1日でございます。第2条から一番最後の第5条まではこの基準の適応開始に当たっての経過措置でございます。第2条、第3条は私立保育園と私立幼稚園について、法の経過措置に対応した条文の読み替え規定などがございます。第4条と第5条は先ほどの認可基準の条例において小規模保育事業C型の利用定員と連携施設の確保に関する経過措置に対応するものでございます。

続いて、第29号議案でございます。この条例は、放課後児童健全育成事業の質を確保する観点から設ける運営基準でございます。構成は21条でございます。今回、区が基準を引き上げた開所時間につきましては、恐れ入ります後ろから2枚目の裏面の下段にあります、第18条をご覧ください。こちらの第18条の1号、2号にこの内容を規定してございます。

お聞きいただいた一番右下の付則をご覧ください。第1項施行日でございます。この条例は児童福祉法の改正が含まれております表記の法律の施行日と同じ日から施行いたします。第2項は経過措置でございます。職員が受講しなければならない都道府県が行う研修について、今後その研修が実施されることから、平成32年3月31日までの間は研修の修了者に「修了予定者を含む」とするものでございます。

ご説明いたしました3議案につきましては、本委員会にてご決定いただいた内容のとおり作成されていると考えられますので、本委員会といたしましては原案に異存なしといたしたいと存じます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、まずは第27号議案について何かご質問はご

ございませんか。

○樋口委員長 家庭的保育事業についての事業者の行うべき、注意すべき、なおかつ装備すべき消火器の設置等がありますが、当然、事業者はこれを守りなさいということがこの条例なのですが、これをチェックするのはどのようなものでしょう。例えば、食事については変化に富むものなどいろいろ細かく書いてあって、このとおりやればお子さんは幸せなサービスを受けられると思いますが、逆にチェックをするというのは何らかの機会をこちらが持っているということですか。

○事務局副参事 まず、この確認基準でチェックする機会が概ね2種類ございます。まず、こちらは認可でございますので開設時に認可をするというものでございます。また、この基準がきちんと守られているかどうかということのを定期的に監査というのでしょうか、そういったものをする事になってございます。こちらの法整備のほうが、昨今その整備がなされてまいりますので、具体的な手続等については国の規則ですとか、東京都との内容のチェックといったものとあわせて準備をしていくような形になります。事務局内でこちらのチェックの態勢を整えていきたいと考えてございます。

○樋口委員長 これは認可ないし一定のルールを守らなければそのサービスが維持できないという事業というのはいろいろあると思いますが、この場合は当然、守ることを前提に事業が行われるのですが、守れない場合にどうするといったときに、例えば銀行などはそうですけれども、業務改善命令とか業務停止命令とか、当然起きて初めてこのルールが守られるというのが世の中の常です。もし守れなくて、改善命令ないしは改善勧告があつて、それを3回、もし1回でも守れなかったらそれは業務停止にするとか、やはりある一定の、これだけの子どもに対してのサービスをルール付けされているわけですから、守らない場合にはそれなりの業務停止ということも含めて少し法制化をされたほうがよろしいかと思えます。

○事務局副参事 こちらは法に基づく認可権限でございますので、認可基準が守られていない場合、私どもからまず是正の勧告等、命令、なおそれを聞かなかつた場合については認可取消といった権限が付与されておるものでございますので、これを正しく使っていくということで準備をしてみたいと思つてございます。

○樋口委員長 ほかにございますか。

(なし)

○樋口委員長 次に、第28号議案について何かご質問はございませんか。

(なし)

○樋口委員長 次に、第29号議案について何かご質問はございませんか。

○和田教育長 (1)の開所時間及び日数のところで午前8時～午後7時までということですが、実際の需要から考えると、これについてはどういう見方をしていますか。

○児童保育課長 現状、長期休業中のこどもクラブの開所時間は、現在は午前8時とさせていただきますけれども、やはり両親とも就業している状況では、午前8時から開

所してほしいという需要が非常に高いものであると認識しているところでございます。

○和田教育長 逆に夜7時ということについては、現在も平日もそれは実施していますけれども、実際の利用状況はどの程度でしょうか。

○児童保育課長 申し訳ございません。今手元に延長保育を利用している数値については持っておりませんので、後ほどお答えをさせていただければと思います。

○和田教育長 学童保育で、実際にこの20条にあるような関係機関との連携ということで、現場の職員からこういうケースの話について、何か耳にすることはありますか。

○児童保育課長 やはり要保護の児童につきましては、子ども家庭支援センターとの連携をとりながら注意深く見守る対応をするように現在は対応しているところでございます。そういった情報の共有というものも、関係機関と図っているという状況でございます。

○樋口委員長 第29号議案の第10条、職員の配置等の第3項の第8号ですけれども、「外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」とあり、その前の号に「学校教育法に定める」、また「優秀な成績で単位を習得した者」とあります。

まず後半のほうから言いますと、現在、実は大学は単位の管理が厳しくて、Aは10%しか出せない、出してはいけないと言われていまして、だからABCDでD以上じゃないといわゆる単位を取れなくて、それ以下は落第という話になります。それが大体20%ないしは25%、30%、40%と非常に厳しくなっている。昔みたいに全部Aですよということにはなかなかいかないです。そうすると優秀というのは何を意味するのかというのは、少し曖昧で、B以上ならいいのかという話になります。

その一方で、外国の大学を日本の学校教育法と同じレベルの大学にしているのかどうかということがありまして、特に中国ですが、ついこの間まで専門学校だった学校が大学と称している事例がありますが、その大学は3年生までなのです。3年生までですから、少なくとも日本の大学院の入学資格はない。それを大学と名乗っている可能性があります。

ですので、それを同一視していいかどうかということについて、ここの「外国の大学において」というのは、善意で考えれば大学卒業生みんな一緒という話ですけれども、我々大学の、いわゆる大学院に受け入れる場合には、中国の場合には徹底的にチェックをします。ついこの間まで短大ないしは専門学校だったところが大学になった場合に、中国政府の名の下において大学と名前を称しているわけですが、そのような大学は大学院の入学資格を一応認めていないものですから、その辺りをここで一緒にしていいかどうかをもう一回チェックをしていただけますか。

○事務局副参事 こちらに規定されている資格につきましては、児童福祉法内にあります児童厚生施設の職員の資格とも同一のものでございますので、こちらの実際の運用については改めて厚生労働省等の確認をさせていただきます。

○樋口委員長 おそらく、厚生労働省も知らないかもしれないですね。中国の場合は本当に気をつけないと大学と名前が出ているのですが、単位の数を見れば全然違いますので。

○**児童保育課長** 先ほど答弁を保留させていただきました、こどもクラブの延長19時までの利用実態でございます。4月1日現在の数字ではございますが、960件中305件の利用申請がございまして、31.8%が19時まで延長の利用をしているという状況でございます。

○**樋口委員長** それでは採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**樋口委員長** ご異議ございませんので、第27号議案、第28号議案及び第29号議案については、原案どおり決定いたしました。

第30号議案、第34号議案

○**樋口委員長** 次に、第30号議案を議題といたします。

なお、関連する案件として第34号議案についても一括して議題といたします。

中央図書館長、説明をお願いします。

○**中央図書館長** それでは、第30号議案、東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例及び第34号議案、(仮称)中央図書館谷中分室の開設に伴う専用什器の買入れについての意見聴取についてご説明申し上げます。

なお、両議案とも地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき提出するものでございます。

まず、第30号議案、東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例についての意見聴取についてご説明いたします。本議案につきましては、本年8月19日に本委員会に報告させていただきました、中央図書館谷中分室の開設に伴い東京都台東区生涯学習センター条例の一部改正を行うものでございます。資料の3ページ目、新旧対照表をご覧ください。

改正案の第15条になりますが、表の一番下の部分に新たな分室として、名称は東京都台東区立中央図書館谷中分室。住所は東京都台東区谷中五丁目6番5号を追加するものでございます。なお、改正条例の施行日は台東区教育委員会規則に定める日となっております。

続きまして、第34号議案、(仮称)中央図書館谷中分室の開設に伴う専用什器の買入れについての意見聴取についてご説明申し上げます。

本議案につきましても、8月19日の本委員会に報告させていただきました中央図書館谷中分室の開設に伴い書架等の専用什器の買入れを行うものでございます。買入れの品目については資料を1枚おめくりいただきまして、項番2になりますけれども、こちらのほうに買入れの品目、書架等を買入れるものでございます。

こちらについては、書架、カウンター、椅子、棚等を買入れるものでございます。なお、買入れの金額について、また買入れの相手方については資料のとおりでございます。

第30号議案及び第34号議案につきましてよろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

- 樋口委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問ございませんか。
- 和田教育長 分室の意味について説明をしてください。
- 中央図書館長 法的に分室、分館、地域館、そういったものの区別等はございません。地域館につきましては係長級の館長がいるという形。分室につきましては中央図書館長、つまり私が兼務する形になっております。資料等につきましては地域館がおよそ7万から8万冊、分館はおよそ4万冊の蔵書になります。なお、サービスについては同様でございます。今回の谷中分室につきましても、最終的には4万2,000冊程度の蔵書を予定しているところでございます。開設当初につきましては3万4,000冊程度になるのではないかとという形で今準備を進めているところでございます。
- 和田教育長 4万冊という規模は、既存の図書館ではどの図書館と同程度ですか。
- 中央図書館長 中央図書館浅草橋分室と同程度とさせていただければと思います。
- 樋口委員長 買入れの方法が制限付一般競争入札となっておりますが、この制限付きとは何を意味するのですか。
- 中央図書館長 こちらは入札方法の一つでございまして、広く公募するのではなくて、取り扱える業者に入札をしてもらうというものでございます。
- 樋口委員長 制限とは地域の制限ですか、それとも業種の制限ですか。
- 中央図書館長 業種の制限です。
- 樋口委員長 家具を扱っている業種ということですか。
- 中央図書館長 今回の場合は、図書館什器という業種です。
- 樋口委員長 これはどういう形で一般公募をされているのですか。
- 中央図書館長 本区の契約担当部署が区のホームページで公告し、期間を切って行ったものでございます。
- 和田教育長 買入れの品目について、机と椅子の数についての考え方は何かありますか。
- 中央図書館長 横に幅が広い施設でございますので、できる限り有効活用しながら書架の配置も考えております。特に一般のものについては窓際に机や閲覧席を設けさせていただき、児童向けのものについては柱や中央部分というところまでという形で配置をして購入をしたものでございます。
- 和田教育長 数は、これでいいということですね。
- 中央図書館長 はい。
- 垣内委員 職員配置について教えてください。
- 中央図書館長 窓口業務につきましては、業者委託を考えているところでございます。その他の職員については現時点では、図書館としての要望ですけれども、中央図書館浅草橋分室に非常勤職員が2人おりますので、非常勤職員と、それから遠方になりますので、図書館の司書もできれば配置したいと考えているところでございます。あくまでも予定ではございますが、そのように考えております。
- 樋口委員長 聞き漏らしましたが、蔵書数は何万冊ですか。

○中央図書館長 最終的には4万2,000冊を予定しております。

○樋口委員長 4万2,000冊で机が6台で椅子が10脚ですと、10人しか利用できませんが、バランスはとれているのですか

○中央図書館長 全体の配置の中で設定しておりますので、立って見られる方、専用の席については若干少ないかとは思いますが、必要数はあるのかとは考えているところでございます。

○樋口委員長 世田谷区内の図書館ですが、蔵書数は非常に多いのですが、椅子が少ないのですね。そうすると、みんな床に座って、あぐらをかいて本を読んでいて、それが通行の邪魔になったりするものですから、きちんと整備をされないと図書館の意味がないですから。

○中央図書館長 今回、委託業務の中にはそういった館内の遵守というところも入れておりますので、通行人の邪魔になるような方については、お声をかけさせていただいて、そういったことがないようにと考えております。

○樋口委員長 この図書館の機能は、基本的には貸出をメインにする分室であって、図書館で本を読むというようなどころではないということでしょうか。全体の椅子の席数というのは幾つですか。

○中央図書館長 まず一般席ですが、窓際に席として9席ございます。柱のところには8席ほどございます。児童の席についても柱のところがございます。それから乳幼児コーナーとして畳のようなどころにも座るところがございますので、全体的には多くなっていると思います。

○樋口委員長 設計上の話になりますが、町田市の鶴川駅前にあります公共スペースで、図書館も兼ねているのですが、椅子にしないでベンチにしているのです。そうすると少し詰めてくださいと言えば、多くの人が座れるようになります。うまくスペースを使っている図書館兼待合室になっているのです。

○中央図書館長 一部ですが、幼児等のスペースにはそのような形での配置がございます。

○樋口委員長 わかりました。

他によろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、第30号議案及び第34号議案については、原案どおり決定いたしました。

第31号議案

○樋口委員長 次に、第31号議案を議題といたします。

なお、関連する教育長報告の報告事項、青少年・スポーツ課のｺについても一括して議題といたします。

青少年・スポーツ課長、説明および報告をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、第31号議案及びたなかスポーツプラザについてご説明させていただきます。お手元の資料16をご覧ください。

項番1の目的につきましては従来と変更ございません。

項番2の整備概要の施設名称でございますが、こちらの施設名称は町会長はじめ地元の方々のご意見をいただきまして、たなかスポーツプラザとさせていただきたいと考えてございます。また、今回複合施設となりますので、施設全体の名称につきましては年内を目途に決定してまいりたいと考えてございます。

項番3の施設運営につきましては、5月27日の本委員会で報告させていただいた内容から変更はございません。

裏面をご覧ください。項番4の施設使用料でございます。施設整備費やランニングコストなどの経費から算出した原価計算の結果と、同じく地域体育施設として位置づけております柳北スポーツプラザと同程度の施設使用料という形で設定させていただきたいと考えてございます。使用料の詳細につきましては、資料記載のとおりでございます。

項番6の今後の予定でございますが、複合施設の名称を12月までに決定の後、たなかスポーツプラザの事前受付方法とともに周知をしてまいりたいと考えてございます。

議案として提出させていただきました体育施設条例につきましては、今の施設名称と施設の概要、また施設の使用料等を改正させていただく関係で提出させていただいたものでございます。条例の改正についてもご決定いただきたいと思います。

○樋口委員長 ただいまの説明および報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○樋口委員長 これより採決いたします。

第31号議案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、本案については、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項、青少年・スポーツ課のｺについても報告どおり了承願います。

第32号議案

○樋口委員長 次に、第32号議案を議題といたします。

児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第32号議案、東京都台東区立児童館条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をさせていただきます。議案をご覧ください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するもの

でございます。

まず、条例案の内容についてご説明をいたします。新旧対照表をご覧ください。

前回、8月の本委員会でご報告したとおり、来年4月に開設予定の谷中防災・コミュニティセンター内に開設いたします、谷中児童館の設置について条例に規定するものでございます。名称、位置については記載のとおりでございます。なお、本条例の施行は来年4月1日としております。

議案本文にお戻りください。この条例改正につきましては、教育委員会としては原案に異存ない旨の意見を付して回答するものでございます。

第32号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○樋口委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、第32号議案については、原案どおり決定いたしました。

第 3 3 号 議 案

○樋口委員長 次に、第33号議案を議題といたします。

児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第33号議案、東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。

条例案の内容についてご説明をいたします。新旧対照表をご覧ください。

前回の8月の本委員会でご報告いたしましたとおり児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の対象が小学6年生までに改正することに伴い、本区のこどもクラブ条例も同様に改めるものでございます。具体的には対象児童を規定している第3条第1項を新旧対照表のとおり改めるものでございます。

なお、本条例は子ども・子育て支援法等、国の新制度の係る法律の施行日から施行するものでございます。予定は来年4月1日の予定でございます。

議案本文にお戻りください。この条例改正について教育委員会といたしましては、原案に異存ない旨の意見を付して回答するものでございます。

第33号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○樋口委員長 改正案のところ、現行もそうですが、「台東区内に居住する小学校に在学する児童で」という部分について。

○高森委員 どこにかかるのか。

○樋口委員長 そうです。居住する小学校ではないですよ、少なくとも。台東区内の小学校に在学するか、それとも小学校に在学していて、それが台東区内に居住している子どもなのか。

○高森委員 前はどうなっていたのでしょうか。

○樋口委員長 前は「台東区内に居住する小学校の1年から」というので同じようなことですがけれども、この「居住する」が小学校の前に入っているのかどうか。法律用語がこれでよければ構いませんが、読むのに難しいかなという感じがしますが、いかがでしょう。まずは、台東区内の居住者でなければいけない。

○児童保育課長 そのとおりでございます。

○樋口委員長 そして小学生。だから、小学校は別に台東区内でなくてもいいということですよ。

○児童保育課長 区外の学校からこどもクラブを利用している方もいらっしゃいます。

○樋口委員長 だから、小学校に在外している子どもであれば、台東区民だけでも、荒川区の小学校に通っている子どもも可能ということですね。そうでしたら、小学生を台東区の前に出さないで。日本語として大丈夫ですか。

○児童保育課長 現行の条例のほうも基本的に「台東区内に居住する小学校」という表現になっていて、アンダーラインの入っているところを改正するというのが法的な手続でして、このようなやり方をするのが普通でございます。例規のほうの担当と一度その点については改めて確認をさせていただきたいと存じます。

○事務局副参事 今、委員長からご指摘のあった、例えば荒川区に住んでいるお子さんが台東区の根岸小学校に入っていたときに、こどもクラブを利用するといった場合なのですが、それについては2項で「区長が認めた者」ということで入会を認めている者です。1項の部分の読み方は、台東区内に居住していらっしゃる小学生のお子さんがこどもクラブを使う、という部分を規定した条文でございますので、この条文自体の修飾語のかかり方が難しいとは思いますが、この文書自体は間違っていないということでございます。

○樋口委員長 例えば台東区に住所を持っていて、荒川区の小学校に行っている方、中央区の小学校に行っている方は可能ということですね。

○事務局副参事 はい。

○樋口委員長 問題はここの「居住する小学校に」と読んでしまうと、小学校に居住しているわけではないので、子どもにかかるわけですから、日本語的に直したほうが良いかなと私は思います。

○末廣委員 現行のほうはよくわかるのですよ。「居住する小学校の第1学年から第3学年に在学する児童」。日本語としておかしくないのだから、その間を全部抜かして在学する

としてしまうから、少し日本語としてはおかしいように思えてしまいます。

○樋口委員長 もしかしたら句読点を入れればいいのかもわからない。

○児童保育課長 こちらの条例の提出案件を作成しているのは区長部局になりますので、改めて区長部局の法規担当と相談をさせていただきたいと思います。

○樋口委員長 この議案についての採決はいかがいたしますか。

○高森委員 何らかの形で採決をしたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○樋口委員長 それではこの文章をこのまま認めてしまうことになります。

○垣内委員 内容については合意をしていますよね。三つの要件があって、居住して、小学校に在学して、さらに保護者が基準に該当するという三つの条件があるということについては合意していますよね。

○樋口委員長 合意しています。

○垣内委員 ですから、内容については合意をして、あとの書き方につきましては区長部局に一任するという設定ではいかがでしょうか。

○樋口委員長 今、垣内委員から案が出ましたけれども、提案者がそれで良ければ採決します。よろしいですか。

○児童保育課長 そのように取り扱っていただければ、そのように対応させていただきます。

○樋口委員長 では、今の垣内委員の提案をもって第33号議案について採決をしたいと思いますが、それに同意をしていただけますでしょうか。

○末廣委員 改正案は、この部分を削るということですね。

○高森委員 削ってしまうとさっきの形に戻りますけど。

○末廣委員 この文中のこの部分とこの部分を削るというようにかえた。

○高森委員 児童まで削ってしまうといけませんよね。

○樋口委員長 そう。「認めた」までを削って「児童」は残す。

○末廣委員 括弧の中を全部削る。

○垣内委員 「認めた」までですね。

○末廣委員 「必要があると認めた児童」。

○樋口委員長 ここまででないで、児童を消してしまう。

○末廣委員 「区長が特に必要があると認めた児童」そこまでを削るんですね。

○児童保育課長 申し訳ございません。先ほどの新旧対照表を改めてご覧をいただければと存じます。こちらの議案におつけしております、これは改め文と申しますが、改め文が正しくなっております、新旧対照表のアンダーラインの引き方に誤りがございました。大変申し訳ございません。アンダーラインの引き方なのですが現行のほうでございます。2行目の小学校の後の「の」から「第3学年まで」がアンダーラインでございます。次の「に」から「在学する児童」はそのままアンダーラインが入りません。その次の「又は」から「区長が特に必要があると認めた児童」まではアンダーラインでございます。大変申

し訳ございませんでした。

○樋口委員長 「台東区内に居住する小学校に在学する児童」というのは取るということですね。それですっきりしました。

○庶務課長 重ね重ねの勝手際申し訳ございません。ただいま児童保育課長が説明した内容で改めてご確認をいただきご承認をいただければ幸いと存じます。よろしく願いいたします。

○樋口委員長 第33号議案についてはこれで承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、第33号議案については原案のとおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

(2) 学務課 イ

(3) 児童保育課 エ

○樋口委員長 次に、日程第二 教育長報告に移ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

○樋口委員長 それでは、庶務課のアを議題といたします。

なお、関連する教育長報告の協議事項、学務課のイ及び児童保育課のエについても、一括して議題といたします。

初めに、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、アの子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園の保育料についてご説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度でございますが、平成27年4月から本格運用が予定されているところでございます。私立幼稚園につきましては、この新制度に移行して、いわゆる公定価格と呼ばれる運営費の支給を受けるという場合と、現行の都道府県の私学助成を活用して現行制度の中で運営を継続していくという二つの選択肢がございます。

現在、区内7園の私立幼稚園がございますが、平成27年度に移行を希望している園はございません。平成28年度以降に移行を検討しているという園が2園ございます。

項番2の新制度に移行する園の運営費でございます。これは、新制度の中では公定価格と言われているものでございます。公定価格の積算でございますが、国は13種類の仮単価を示しておりまして、これを積算していくことによってその園の運営費の総額、いわゆる公定価格が決まることになってございます。

この公定価格の内訳でございますが、国と区が事業者への給付費として負担する部分と、保護者が負担する保育料の二つに分かれます。給付費として負担する部分は、さらに地方単独費用部分、それから全国统一費用部分というように、地方は都と区が負担するもの、全国のほうは国と区が負担する部分に分かれてございます。ただし、本日の時点で地方単独費用部分の都と区の負担割合、それから地方単独費用部分と全国统一費用部分、AとBの比率が、国から示されていない状況でございます。

項番3の給付費と保育料の関係でございますが、公定価格を積算されたものは、額は一定でございますので、保護者の保育料は区が設定することになりますけれども、この保育料を高くすると行政が園に支払う給付費は少なくなります。反対に、保育料を安くすると行政の給付費が多くなるという仕組みになってございます。

それでは、保育料設定の考え方について、次ページの項番4でございます。私立幼稚園にとりましては、全く初めての制度で初めての試みということになりますので、全国の自治体もどのように私立幼稚園の保育料設定をしていくのかということで、非常に頭を悩ませているというのが正直なところでございます。

これに対して国が示した考え方が、現行の私立幼稚園の平均的な保育料から、国・都・区が今それぞれ保護者に保育料の補助をしております。この保育料を平均的な保育料から行政が出している補助金を控除した残りの額を、基本的な保護者の実負担の保育料として設定をして、これに対して各市区町村で認可保育所や区立幼稚園の保育料設定とのバランスを考慮しながら、市区町村としてのアレンジを加えて実質的な保育料を設定していただきたいということが、国の保育料設定の考え方でございます。このような経緯がございますので、23区も含めて多くの自治体がこの考え方に基づき保育料を設定する予定をしているところでございます。

それから、新制度に移行しない園の保育料とも、補助金を相殺するという形になりますので、実質的なバランスがとれるというメリットがございます。さらに、広域利用と申しておりますが、区民の方が区外の私立幼稚園を利用される、逆に区外の方が区内の私立幼稚園を利用されるというケースが、数のうえで今、大変多くございますので、自治体ごとで保育料設定がばらばらになってしまいますと、同じ園の中で保育料がかなり安い、かなり高いということが生じるということで、経営者の方々からも、そういったことは避けたいということもございますので、私立幼稚園の園長先生方々のご意見、ご意向も踏まえ、本区としてはこの考え方に基づき保育料設定をしていきたいと考えているところでございます。

次に、3ページの項番5になりますけれども、現在、この保育料設定につきまして未確定の項目がございます。先ほどの、給付費の国と区の負担割合がまだ定まっていないということもございます。それから、(2)になります。東京都が当初は、新制度に移行した園の保護者には、東京都がこれまで出していた保護者軽減の補助金は出しませんと言っておりましたけれども、8月末の東京都と23区の担当課長会の中で、東京都の担当が、新制

度に移行した園の保護者にも東京都は保護者負担軽減の補助金を出しますということで表明がございましたので、この額が定まってこないと、さらに適切な保育料設定の条件が定まっていけないということがございます。私立幼稚園の保育料設定につきましては、国や都の動向をしっかりと見定めた上で、教育委員会におきましては11月もしくは12月の定例会に規則の協議案件を提出したいと考えているところでございます。それを踏まえまして、区議会への報告は来年の第1回区議会定例会を予定しているところでございます。

私立幼稚園の保育料の説明につきましては、以上でございます。

○樋口委員長 次に、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 続きまして、区立幼稚園の保育料についてご説明を申し上げます。

区立幼稚園の保育料につきましては、同じく子ども・子育て支援新制度において応能負担化、またあわせて別途いただいている入園料については、含めて徴収するということに変えていくということが求められているところでございます。

項番2にありますように、台東区の幼稚園保育料は定額5,000円ということでございますが、昭和57年以来の据え置きでございまして、23区の状況は3ページの表1にまとめてございますが、安いところで月額3,000円、高いほうで1万1,350円という状況の中で、低いほうから6番目という状況でございます。

今後、先ほどの考え方に基つきまして保育料改定を進めていくわけでございますが、その際、注意すべき点が5点あると考えてございます。園児1人当たりの経費を勘案しながら、階層区分を設けた場合に、その格差を小さくしていきたいと。また、同じ制度上に、幼稚園・保育園・認定こども園がありますので、それらの整合性、利用者負担の整合性、また、公立・私立の間のバランス、そして周辺自治体とのバランスと、こういったところに留意しながら保育料設定をしていくことが必要となります。

園児1人当たりの経費でございますが、下の表にございますように、昭和57年当時27園ありまして1,500名ほどの園児がおられました。その当方で園児1人当たり3万8,329円という経費でございましたが、昨年の決算で申し上げますと、1人当たり6万2,327円ということで、1.62倍になってございます。単純に現在の保育料にこの倍率を掛けますと8,100円という数字が出てまいります。

おめくりいただきまして2ページをご覧ください。

次の応能負担化ということで、階層区分をどのように設定していくかということでございますが、先ほど私立幼稚園で現在の減額免除や東京都からの補助など、そういった現状のある中で、区立幼稚園では所得に応じて2分の1減額、また6分の5減額というような三段階の減額がある状況でございますが、今後は同じ制度の中で保育園等とも比較されるということでは、保育園保育料で使用されている30階層、これを使用することが、同じ制度の中でいろいろな比較をするのにも整合がとれるだろうと考えてございます。

この階層ごとの料金をどのようにしていくかということで、先ほど1.6倍になっている8,100円を、どの階層の位置に持っていくかということになってまいります。こちら

サービス内容、また保育内容の比較ということで言いますと、保育所でいいますと4歳児以上の対応が類似している中で、保育時間でいえば保育所が11時間、幼稚園が5時間、また給食があるなしということをお案して8,100円を補正いたしますと、およそ2万2,320円というような状況でございます、これが保育所で匹敵する額と考えまして、4ページの表2をご覧くださいますと、4歳以上の保育所保育料が左側に掲載してございますが、その中のD19に8,100円を置くことが妥当であろうと考えてございます。それ以外の上、下につきましては、負担率を準用しまして、ご覧のような保育料表になったところでございます。

このような保育料表を適用いたしますと、保育料の改定幅と申し上げますと、1,700円の値下げから値上げは3,600円までというような。また、利用者の概ね7割が該当すると考えられるD5からD12の階層の保育料は、最高で7,500円ということで5割増し以内に抑えられているというような状況になってございます。概ねこの改定によって、保育料収入は20%の増加になると見ているところでございます。

また、公立・私立のバランスということで言いますと、私立幼稚園の平均的な保育料から、保護者の皆さんが国や都から補助金を受けておりますので、そういった額を差し引いた額で実質的な差を算出しますと、現在5,900円ほどの差があるわけですが、それが5,000円ほどに縮小されるということでございます。

そしてまた、この所得に応じた保育料費を応能負担になりますので、これまで実施しておりました所得に応じた減額免除という制度は廃止されます。ただ、多子世帯、第2子が2分の1ですとか、3子目が無料ですとか、そういった減額免除は引き続き実施いたしますし、昨年来実施しております寡婦控除のみなし適用ですとか、急な失業ですとか、そういったことに対する対応は、保育所の制度と同様に設定をまいります。

このようなこれまでの一定の一律の保育料から応能負担へのイメージということで、2ページの下に図を示してございます。

ご説明は以上でございます。

○樋口委員長 次に、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、平成27年度以降の保育所等の保育料についてご説明をさせていただきます。資料は4でございます。

まず、項番1、区保育料の現状と課題でございます。まず(1)でございますが、現行の保育料は平成9年に改定して以降、据え置かれておりまして、この間、国が示す保育料の基準がございまして、この基準額の増額や、高額所得階層の増設が行われているところでございます。

次に(2)でございますが、国の基準と現行保育料を比較いたしますと、国の基準では所得の階層が異なるところが区では同額になっているといった、適切な応能負担になっていない部分がございます。

次に(3)でございますが、現在の保育料の算定基礎となっております保育所の保育単価という国の基準額がございまして、これらのうち児童に直接関わる経費、すなわち保育士

の人件費や給食費、保育材料費といった経費が、こちらが増加していることと、実際に保育所運営、保育サービスにかかる経費についても増加している現状がございます。

さらに(4)でございますが、多子世帯につきましては、現在、最大で保育料を半額にしておりますが、ただいま学務課長からもご説明がありましたとおり、子ども・子育て支援新制度でその負担軽減が示されているところでございます。

次に(5)では、同じく新制度において既にご報告はしておりますが、保育料の算定基準を所得税ベースから住民税ベースに変更いたしまして、年少扶養控除等廃止に伴う対応を折り込み、現在の再計算措置を行わないこととされております。

次に項番2、改定の考え方でございます。

認可保育所における保育は、高額な公費負担を伴う行政サービスですが、保育料は長く改定されておられません。先ほど申し上げた保育料の現状と課題を踏まえまして、受益と公平性の観点から見直しを行うものでございます。

それでは、保育料の考え方についてご説明をいたします。

まず(1)は現在の最高階層、こちらはD21階層と呼んでおりますが、こちらは人数も多く、課税状況もばらつきがございますので、こちらを細分化いたしまして適切な応能負担といたします。

次に(2)は、先ほどご説明した現在同額となっている階層については、適切な応能負担を踏まえたものいたします。

資料の2ページをご覧ください。次に(3)保育料のあり方でございますが、恐れ入ります、別紙1というのをおつけしておりますので、3枚目でございますが、こちらをあわせてご覧ください。平成9年10月の前回の改定時の状況について、まずご説明をさせていただきます。

項番1、保育料のあり方でございます。現行の保育料は、平成8年12月に示された特別区厚生部長会報告に基づき、保育料は保育所保育単価における直接処遇職員人件費と直接処遇費を、保護者が負担すべきものという考え方を示しております。直接処遇職員人件費等とは、児童に直接関わる職員の人件費や給食費、保育材料費を指しております。資料の枠内に、この考え方を是とした理由を抜粋させていただいておりますが、この考え方は、受益者負担の考え方にならなっていることと、保育所を利用していない世帯との負担の公平性が図られていることから採用されていたものでございます。

次に項番2及び項番3は、実際の改定した結果でございます。項番2に示すとおり、この考え方に基づき算出をいたしますと、前々回の昭和58年度の改定時から、保育料が1.7倍となるところでございましたが、項番3の結果のとおり、保護者の負担を考慮いたしまして、1.35倍に抑えられたものとなり、現在に至っているという状況でございます。

恐れ入りますが、資料本編の2ページへお戻りください。

今回の改定に当たりまして、こちらの(3)にお示ししたとおり、平成9年改定時の考え方は、受益者負担や負担の公平性の観点から、合理性があると考えております。また、利

用する保護者にとりましても、保育料がどのような根拠で設定されているかをご理解いただくことは重要でございますので、そうした点からも、前回改定時の保育料のあり方、改定的手法を採用するものでございます。これらの手法により算出をいたしますと、現行保育料の1.3倍という数値が出てまいりますので、この改定率を基本としてまいりたいと考えております。

次に、(4)多子世帯につきましては、保育料改定に伴う負担軽減の観点から、充実を図ってまいります。

最後に(5)算定基準の変更ですが、先ほども申し上げましたとおり、算定基準が住民税ベースにかかりますので、その際、年少扶養控除等廃止に伴う影響を反映した改定とすることといたします。

次に項番3、改定案でございますが、ただいまご説明した考え方にに基づき、次のとおり改定を行ってまいります。恐れ入りますが、最後の紙で別紙2がついてございます。こちらもあわせてご覧ください。

まず、別紙2の見方でございます。一番左が階層名、次にその定義、生活保護世帯のA階層から、区民税所得割額76万9,500円以上のD25階層まで、その次に、3歳未満、3歳、4歳以上の区分ごとに、現行保育料、引上率、新保育料、差額等をお示しをさせていただいております。

今回の改定案でございます。まず、最高階層D21階層を細分化いたしまして、4階層増設いたします。恐れ入ります。資料、本編の3ページをご覧ください。

(2)でございます。同額となっている階層につきましては、これを適正化いたします。別紙2の3歳の現行保育料D13階層以上と4歳以上のD9階層以上が対象となってまいります。

次に、改定率の適用につきましては、各年齢区分の最高階層D25を現行階層額の1.3倍として、この階層から低所得階層に向け、改定率を緩和してまいります。

次に、その改定率の緩和ですが、恐れ入ります。3歳未満のところの引上率を見ていただきますと、D25が1.30となっておりますが、こちらから1階層下がるごとに0.01ずつ引き下げて引上率を設定させていただいております。こちらは、低所得者層に配慮をした改定とするものでございます。

恐れ入ります。資料本編の(4)でございますが、多子世帯の負担軽減につきましては、保育所を利用している兄弟の場合、第2子であれば半額、第3子以降は免除とさせていただく予定でございます。

最後に(5)でございますが、先ほど来、申し上げているとおり、階層区分は住民税額に基づくものに改めるものでございます。

次に項番4、適用年月日でございますが、来年4月1日を考えております。

次に項番5、地域型保育事業の保育料についてでございます。来年度から新設される地域型保育事業、小規模保育事業や事業所内保育事業等がこれに当たりますが、これらの保育料につきましても、区が定めることとされております。また、これらの入所に当たりま

しても、区が利用の調整をすることとなっております。

この地域型の保育料につきましては、次の理由から、ただいまご説明いたしました認可保育所と同額とするものでございます。(1)点目は、区が利用の調整をいたしますので、調整の結果によって保育料が異なることは望ましい状態ではないこと。また、国も同じ考えであるということでございます。(2)点目は、地域型は規模等さまざまでございますが、これらの違いで保育料を算出する合理的な方法がないということでございます。繰り返になりますが、小規模保育事業等の地域型につきましても、同じ保育を実施するという観点から認可保育所と同額とさせていただきたいと考えております。

最後にスケジュールでございます。本件につきましては、先にご報告したとおり、9月の区議会、子育て支援特別委員会にご報告をしております。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員 この新制度に移行するという事は、こども園になるという理解でよろしいでしょうか。

○庶務課長 新制度に移行する場合におきまして私立幼稚園さんは、私立幼稚園として新制度に移行するという事と、今、高森委員がおっしゃいましたように、保育機能を付加して認定こども園に移行するというケースが考えられます。

この資料の場合は、私立幼稚園として移行する場合の保育料の設定でございます。私立幼稚園さんが認定こども園に移行するという場合は、認定こども園の保育料設定がございまして、認定こども園のほうで保育料設定を別立てで設けるといふ、そういう状況でございます。

現時点で、区内の私立幼稚園さんで認定こども園に移行を示されている園は、今のところございません。

○樋口委員長 そのほかに、アについて何かございませんか。

○高森委員 もう一つ。資料1の2ページ目ですけれども、区民税の課税区分の一番下の世帯が、現段階、台東区では厚生費38%で約4割近い方なのですが、この方たちが一律に最高額なのですね。この表を見ますと1万6,500円ですか。これは、現状、私学助成をいただいている中での保護者の負担額と比べると、どのくらいの差額なのでしょう。

○庶務課長 平均的な保育料が2万4,200円ということでございますので、この収入レベルの方々は、区の補助金の7,700円だけいただいているということになりますので、この2万4,200円から区の7,700円を控除した1万6,500円が、月額保育料の上限ベースということでお考えをいただければよろしいかなと思います。

これに対して、例えばもう少し区立幼稚園との差額を小さくしていこうというようなことで多少アレンジを加えていったものが、月額保育料として設定をされていくというよう

な考え方が、全国の市区町村で考えている標準的なところの考え方というところがございます。

○高森委員 ちなみに、平均保育料が2万4,200円ですけれども、高いところと安いところはどのくらい差がありますか。

○庶務課長 高いところは、いわゆるブランド幼稚園といわれているような名門の私立幼稚園さんの保育料ですと場合によると10万円、月額で。

○高森委員 台東区で。

○庶務課長 台東区ではございません。台東区は、平均保育料が2万4,200円ということで、高いところで2万5,000円、安いところだと2万2,000円台というようなところで、ほぼ平均しているところがございます。

ただ、先ほど申しあげましたように、区外の私立幼稚園で、いわゆる名門私立幼稚園の場合は、月額10万円に届こうかという保育料を設定している園がございます。仮に、そのような名門私立幼稚園が新制度に入りますと、本来10万円の保育料が、区の保育料設定でかなり安くしてしまうことになり、安い保育料で本来高い保育料を払わなければ入園できない幼稚園にも行けるといようなことが、これは机の上での話ではございますけれども、そういう可能性もはらんだ制度でございます。

○樋口委員長 今の話の場合は、例えば、ある幼稚園は保育料を10万円に設定しています。そして、区の基準保育料が2万円・3万円という場合、その2万円、3万円で保育料10万円の保育園に行くことができるように変わるということですか。

○庶務課長 例えば月額10万円の保育料を取っているブランド幼稚園が新制度に入りますと手を挙げた場合には、国が決めた上限の月額保育料が2万5,700円ということになります。ただ、それ以上に10万円の差額は、その園が所属している区が負担をすることになりまして、例えば台東区の保護者さんの保育料を1万円で設定したとすると、そのお子さんが区外の幼稚園に行った場合に、恐らく2万5,700円という一番高い保育料を設定するはずですので、それに対して台東区は1万円という設定をすると、2万5,700円の保育料のところから1万円で行けてしまうという、そういうことが広域利用としては、可能性としては起こってくるということがございます。

区によって保育料設定がばらばらになってしまうと、広域利用の場合に、同じ幼稚園で同じ収入レベルなのに、支払う保育料が住んでいる区によって全然違うということが起こり得ます。それは私立幼稚園の経営者の方々にとっても、あまり好ましくない状況になるということで、そのような保育料設定というのは考慮をしてほしいというのが、私立幼稚園の園長先生たちからのご要望として出ているという、そういうところがございます。

○高森委員 ブランド園は外れていますよね。

○庶務課長 まず、移行することは、今のところほとんど意向を示してございません。

○和田教育長 台東区の園がブランドとか名門ではないということでは、決してありませんので。

○高森委員 それは承知しております。

○和田教育長 今の話ですが、そうすると1万5,700円という金額、その差額については区が負担するということになるのですか。

○庶務課長 そうです。相手方の区のほうが負担をするということになります。

○樋口委員長 幼稚園が所属する、保育園が所属する区が負担するという形ですか。

○庶務課長 はい。

○垣内委員 都は11月頃に方針を区に示す予定であるということですよ。でも、国は、やはり同じような時期に方針を示されるのでしょうか。つまり、国の就園奨励補助というのは、現行の私学助成だと思いますが、それになるかどうかというのはわからないというのはいかがなものかと思います。

○庶務課長 ただいまの垣内委員のご質問でございますが、国のほうの保護者様への補助の就園奨励は、これは国のほうが新制度に移行した園の保護者様に対しては、なくしますというように、言ってございます。

ただ、先ほどの給付費のところの国と区の負担割合というのが、国のほうが今、東京都に対しては9月中には示したいという意向を示していると聞いておりますので、10月になってくると国のほうの意向といいますか、負担割合のところは、ある程度見えてくるのではないかなと、そう思っているところでございます。

○樋口委員長 よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 次に、協議事項、学務課のイについて、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 資料の3ページのところで、大田区の区立幼稚園がないという選択肢は、非常に勇気ある選択肢だと思いますが。

○学務課長 大田区の場合は、区立幼稚園が設置されていないという意味でございます。

○垣内委員 何で設置しないのだらうと思ひまして。

○学務課長 私立幼稚園が十分あるという理由でございます。

○垣内委員 わかりました。

○学務課長 大田区立の幼稚園がありました、今はゼロです。

○垣内委員 幼稚園ではなくて、区がカバーするのは保育所としてカバーするという方針だということではよろしかったですか。

○学務課長 区によりましては、これまでの幼保一体化等の流れによって、こども園化を非常に推進している区もありまして、もともとの幼稚園の数等によっては、このような状況になっている区もあるという状況でございます。

○樋口委員長 私が住んでいました横浜市には、横浜市立の幼稚園というのはなかったと思います。市立の幼稚園はなく、みんな私立の幼稚園で。そこに補助金で行くという形。

○垣内委員 いろいろな考え方があるということですね。

○高森委員 別表、表2の階層区分ですけれども、区内の平均階層というのは、大体どの

辺りなののでしょうか。

○学務課長 中心的な層は、D9といわれております。1馬力の家庭で子どもが2人というような家庭でいいますと、年収が600万円前後というところが中心的な層であると読みとれます。

○高森委員 幼稚園の新保育料が8,100円に設定されているD19ですと、それこそ1,000万円を超えるような世帯なのですか。

○学務課長 D19でいいますと、先ほどの条件の目安でいきますと1,200万円前後の方々になります。

○高森委員 幼児教育を希望する世帯というのは、大体若い世帯が多いと思いですけれども、収入が高収入の方も中にはいらっしゃると思いますが、できるだけ低いところに設定していただいているというのは、よろしいのかなという感想です。

○樋口委員長 ほかにございませんか。

(なし)

○樋口委員長 次に、協議事項、児童保育課のエについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員長 私から、全般についての質問をしたいのですが、政府もそうですし、地域もそうなのですが、少子高齢化という問題があって、子どもが減ってきますという。こういう少子高齢化の中で、いわゆる子どもを増やしたいという施策がもしあるのであれば、そういう施策に対して、この料金体制は、どのような説明ができるかというのを、各課長にご質問したいのですが。つじつまをどう合わせるか。

○児童保育課長 やはり、今回非常に共働き世帯が増えている状況で、なかなか子どもを預けられないということが、お子さんを産んで育てようという、その辺の増加につながっていないという一面があるのかなと私としては認識しておりますので、そのような保育サービスを充実することによって、子どもが預けられる状況をつくっていくということが、一つの点では大事かなと思います。

そのような意味でいうと、保育サービスに係る経費というのは非常に増加をしている状況がありますし、これまで平成9年度以降据え置かれてきたという状況もございますので、そういったところを充実させていくには、やはり保護者の方にも一定のご負担をさせていただこうということで、そういうことで保育サービスが充実してくると、さらに現在保育所に預けていらっしゃる方の費用としてはいただくわけなのですけれども、そういった質の向上が図られ、さらに保育所等の量もあわせて整備をしていくところから、子どもが預けやすくなってくれば、少子化対策にはつながるのかなと思います。確かに保育所の保育料を上げることが直接つながるところは、なかなか説明が難しい部分がございますが、担当としてはそう考えているところでございます。

○樋口委員長 平成8年の料金設定というのは、日本経済においては非常に景気がいいときで、その後バブルが崩壊して、日本はデフレに入って、所得が一気に停滞をしていく時期ですね。

今、安倍首相になって景気が少しは良くなったとは言われていますが、二極化していますという話です。高所得といえども1,200万円というのは共働きですから、1人でこの高所得ならまだ余裕がありますが、2人で一生懸命稼いでこのくらいの所得でというのは、結局、そこに税金をかけられ、なおかつ増税で住まいの負担もあり、そこに子どもの子育ての負担が出てくるというのは、やはりある一定のところでは抵抗があるだろうと、違和感があるだろうと思います。その辺はしっかり充実するということを、もう少し前面に出されたほうがよろしいかなという感じはするのですが。

○学務課長 昭和57年からの据え置きということでございまして、当時、表にもありますが、入園率50%程度、27園1,500人という状況で、その後、1人当たりの経費云々よりも区として取り組んでまいりましたのは、やはり適正規模適正配置でございまして、現在、子ども園も入れて12園、入園率も7割、8割という状況でございまして。

その中でも、3歳児保育を始めたり、また、魅力ある教育の推進なども行い、また、子ども園化も進めときたところではございますが、そのような中で、さすがにデフレもあわせてあった中でずっと据え置いてきていますけれども、今回新制度で、先ほど児童保育課長が申し上げたように、これから拡充もしていく中では、一定のご負担はご理解をいただきたいという状況で、この度、横並びの階層を設けてご理解を得ていきたいと考えております。また、この最高階層については、上げ率といいますか、なだらかな設定になっておりますので、逆にその下のほうに上げ率の配慮をして下げていますが、上のほうの階層は、その上がり幅の率が逆になだらかなになっているということで、大きい人からたくさん取ろうということでもないとは考えているところでございます。

○高森委員 全体を通して、公立の幼稚園と保育所についてですが、この改定案では階層区分が、かなり細かくなっていますが、一番最初に出てきた私立園は、階層区分をあまり設定を細かくしないのでしょうか。

○庶務課長 私立幼稚園でお示しした表は、国をモデルにした一つの例と考えているところでございます。こちらの区立幼稚園、それから認可保育所のほうが、所得階層を細かく区分して料金設定をしているところがございまして、今後その辺との整合も考えながら、区の私立幼稚園の保育料設定をどのようにしていこうかというのを考えていきたいと思っております。

○高森委員 わかりました。恐らく利用者は、この表を見ながらいろいろ考えるかと思いますが、そのときには、同じような表をつくってあげないといけないかなという気がしました。

○樋口委員長 吉住区長は、「子育てするなら台東区」を政策の柱に掲げられているわけですので、そこに対して矛盾するのはまずいと思います。

我々、教育委員会が独立した組織であることを私は認識していますが、そこはやはり整合性を取っていかないと、議会で紛糾する可能性もありますので、よく調整をされて、議会で紛糾されないように努めないといけないと思います。

特に、今度の料金改定は、下手をすると矛盾点が噴出する可能性がありますので、私は懸念しています。

○学務課長 ありがとうございます。ご懸念の点、とても重要なことだと思います。

先ほど説明が足りていたかどうかわかりませんが、改定後の状況が23区の中においてどのような状況にあるかという中では、幼稚園でいえば、これまで上が1万1,000円、下は3,000円ということでしたが、今度の改定の結果でも、最高額が8,600円、収入がそれぞれ1,500万円を超えるような方々という、そういった設定になっています。昨年までの23区の幼稚園保育料の相場の中でも、改定後も中庸に維持できるのかと考えております。

児童保育課のほうの保育園保育料も同様、これによってトップになってしまうような状況もきちんと計算されていたと思いますので、その辺については、そのような趣旨でご理解を得ていくように努力したいと思います。

○児童保育課長 今回の改定を行った場合、現行の保育料の水準ですが、23区中、同額で今一番下の額になっております。同額の区が幾つかございます。現在、23区のうち16区は既に増額の改定をしております。今回、仮にこの1.30倍という数字を使って改定した場合の台東区でございますが、まず、3歳未満の額については上から4番目、3歳の額については上から7番目、4歳については上から9番目という位置になります。

ちなみに、今後改定いたしますと新宿区と全く同額の金額になるということでございます。こちらが4番目でございます。

以上でございます。

○事務局次長 委員長がおっしゃったように、制度が変わるので、どさくさに値上げをするというわけではなくて、制度が変わって子どもたちの子育ての支援を充実させていく資源として、一定程度の負担をお願いしていきたいということでございます。

そのかわり、台東区も一生懸命やっていますよというようなことを、丁寧に説明していきたいと思います。

○樋口委員長 そうですね。ぜひ、それをお願いします。そうでなければ意味がないと思います。よろしくお願いします。

○垣内委員 今の、保育所については、改定すると高額負担になっていくという理解でよろしかったですか。

○児童保育課長 今回の改定によりまして、ちなみに改定幅が3,000円以内でおさまる方が、全体の約55%。これが4,000円以内におさまる方になりますと約7割の方が、この改定でおさまります。平均の改定額が4,502円でございますので、大体7割の方は4,000円以内でおさまる。ただ、1万円以上の高額の改定になる方も約5%いらっしゃるという状況でございます。

先ほども申し上げたとおり、最高階層を1.3倍にして、低階層に向けて上げ率を緩和させておりますので、全て大幅に上がるという形で改定をかけているということではないと考えております。

○垣内委員 つまり、23区の中での台東区の負担感というのは増えると理解してよろしいのでしょうか。今、上から3番目とか4番目とかというご説明もありましたので、そうすると、今までよりもはるかに負担が増えると捉えられるのではないかという懸念がありまして、そのところを丁寧に説明したほうがいいのではないかと思います。

おそらく、所得の分布がそれぞれ23区によって違うので、平均値だけで比較しても難しいから、ボリュームゾーンでいうとそれほど上がってなくて、例えばボリュームゾーンで比較すると、それほど負担感が増えるわけではないというような説明を丁寧にされたほうが、ほかの私立幼稚園は、区立幼稚園とは違う事情があって、マーケットも違うのかなと思いましたので、そのように思いました。

○児童保育課長 貴重なご指摘、ありがとうございます。私もつつい最高額で比較してしまうというところが正直ございまして、確かに委員ご指摘のとおり、保育所利用者がどういうゾーンにいるのかということを中心にもう一度、改めて各区の比較をしていきたいと考えております。

○和田教育長 ほかの区は、新制度による改定の動きは、まだ見せていないのですよね。

○児童保育課長 事務レベルでございまして、各区に移行の確認をしております。先ほど申し上げたとおり、これまでに16区は既に値上げ済みでございまして、現時点で新制度に伴う改定を考えているとはっきり明確に打ち出している区は、現在はございません。

ただ、先ほど申し上げたとおり、算定基礎が所得税から住民税ベースに置き換わりますので、この置き換えの実施を検討するということが多くなっているということで、現時点ではまだ、改定をすると明確に上げている区はございません。

○学務課長 幼稚園の関係ですが、同じように、新制度に向けて応能負担化をどうするかということを決めている区は、23区でもございません。ただ、逆に、来年は時間をかけてやるというようなことを言っている区は2区ほどあります。

○末廣委員 改定するというような考えた案は、大分前から検討していたのですか。

○児童保育課長 平成9年から据え置きになっているということでございまして、今回、新制度だから急に検討したというわけではなく、これまでも何度か、改定については検討した経緯はございます。

ただ、それが報告するというレベルまでには、まだ至っていなかったというのは、正直なところでございます。

○学務課長 幼稚園は、新制度の動きを受けての検討でございます。

○樋口委員長 ほかにありませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、庶務課のア、学務課のイ及び児童保育課のエについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ごご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 学務課 ウ

○樋口委員長 次に、教育長報告の協議事項、学務課のウについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 資料3に基づきまして、小学校の情緒障害等通級指導学級の新設について、ご報告、ご説明を申し上げます。

これまで小学校の通常学級に在籍しながら、発達障害等のある特別な支援の必要な児童に対しましては、平成小学校、また、大正小学校に通級学級を設けまして、そういった状況に応じた指導を行って、通級学級ということで2校に設置をしております。

こちらを利用される児童が年々増加をしております、下に参考で表を載せてございますが、平成22年度当時44名だった対象の子どもたちが、平成25年度末で88名という状況まで増えてまいりまして、各校10名で1クラスということで編制していますので、この2校でもご覧のように学級数がいっぱいになってまいりました。

この平成26年度、平成小学校で5学級、大正小学校で4学級ということで、先を見込んでおりますのが、その右側でございますが、さらに増えていくという状況が見込まれてございます。

このようなことから、両校これから教室を増やす状況ではありませんので、新たに1校、通級指導をできる学校を設置していきたいというものでございます。

こちらにつきましては、校長会などでも状況を共有しながら、配置のバランス、また現在在籍している児童の数等々を検討しながら、また、設置した場合の学校の環境等々、慎重に検討した結果、石浜小学校、これまで大正小学校と平成小学校でやってまいりましたが、やはり浅草北部のほうに非常に足りないといえますか、そこに設置するとバランスが取れるということで、新しい設置校は石浜小学校を考えてございます。こちらに2学級、定員20名を設置することで、今後、増加に対して対応していきたいと考えてございます。

設置の予定は来春4月1日でございますが、本日、ご決定をいただきましたら、こちらにつきましては非常に学校関係者や地元の方々、いろいろな思いがございますので、丁寧に議会も含めて事前の説明をして、準備をしていきたいと思っておりますので、議会報告が10月の区民文教委員会を予定していますが、それまで、この場限りという形で、我々も関係者に十分理解していただくような説明をしていきたいと考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 通級ということでしょうか、その学級に通いに行くということでしょうかけれども、先ほどの話で、今、区内で浅草北部が少し手薄だということでしたが、平成小学校、大正小学校、それぞれの辺りの地域から通っているお子さんが多いのでしょうか。

○学務課長 実はエリアを分けてございまして、ほぼ全域から平成小学校と大正小学校

に通っているという状況でございます。従いまして、浅草北部のお子さんが平成小学校まで通うのは非常に大変な状況になっております。

富士小学校からも7名、平成小学校に行っております。東泉小学校はゼロです。東浅草小学校もゼロです。やはり富士小学校辺りから7名、大正小学校に入れないということで、平成小学校に行っている状況でございます。

○高森委員 そういう意味では、富士小学校あたりは浅草北部の石浜小学校に行くとかかなり助かるということですね。

募集は、いつ頃から始めるものなのですか。

○学務課長 毎学期、翌学期からの通級希望者について判定委員会を行いまして、いろいろ面接なり審査をしていますので、この4月からの希望については、今年度の3学期には具体的に上がってまいります。

今、非常に逼迫した状態ですので、来春から石浜小学校ができるということが了解を得られれば、そちらを待つという方も出てくるかもしれませんので、そのような調整になると思います。

○高森委員 そういった方々も、一応3学期がスタートラインなのですね。

○学務課長 はい。

○樋口委員長 もし、石浜小学校に指導学級をつくと決定した場合に、2クラスプラスアルファのスペースが必要だと思いますが、現在のスペースをどう活用し、今までのスペースは、なくなったら、なくなる分をどうするか、施策は何かあるのですか。

○学務課長 石浜小学校は、かつて学年に4クラス、5クラスあった校舎を有しておりますので、特別教室ですとか、普通教室で現在使用していない教室がございます。そこを活用させていただいて、今回の計画を考えているところでございます。

○樋口委員長 よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、学務課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(4) 指導課 才

○樋口委員長 次に指導課の才について、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 本件につきましては既に5月27日及び6月27日の本定例会においてご報告をさせていただき、委員の皆様方からご意見等をいただいたところでございます。その後、若干の修正とともに資料5にございますように、新たに保護者の方々に本基本方針の策定の趣旨といじめの防止に向けた取り組みの内容について、よりご理解をいただければということで概要版を作成いたしました。この概要版とともにお子様が通っている各在籍校で作

成しております、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針、学校で作成をしている学校ごとの基本方針でございます。これを示しながら、各学校においていじめ防止に対する保護者への啓発と、ご協力をお願い、強化を図っていくよう学校に私どもから指示をしまいる予定でございます。

なお、今後の予定でございますが、本定例会において決定をいただければ、9月12日の政策会議に報告し、10月2日の区民文教委員会での報告、ご了承をいただいた後に、連合校園長会にて各校園長に対して指示をしまりたいと考えてございます。そのような形で保護者、そして地域の方々にも広く周知・啓発をしまりたいと考えてございます。説明は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

資料5は保護者の方に配るものですか。

○指導課長 学校・園で印刷し、保護者に配っていただくものです。保護者会などの際に、改めて学校の取り組みとあわせて保護者へのご説明とご協力をお願いをさせていただくようにと考えております。

○高森委員 2ページ目の、具体的ないじめの態様例というところで、下から3番目の黒丸について、「仲間はずれにされたくないために周囲の受けをねらって自分の好きな児童生徒の大声で叫ぶ」というのが、どういった行為なのかよく分かりません。ぱっと見たときに理解に苦しむと思われま。

もう一つ。一番下の「教職員が周囲の受けをねらったあだ名をつけられた児童生徒に対して、そのあだ名を呼ぶ」、これは教職員が呼ぶということですか。教職員のイメージが悪くなるようにも考えられますが、例として、あえて挙げなくてもいいのかなという気もします。

○指導課長 まず、下から3番目の黒丸の点についてでございますけれども、あえていじめを隠したり、あるいはいじめとわからないけれども心理的にそういう場面が現場の中ではあるのかなと思います。そういう中の具体例として挙げたのですが、わかりづらい部分もあったかもしれません。一番下の例も、こういうことが結局はいじめを助長していくのはいないか、あるいは、教員自身が無意識のうちにやっている行為がいじめにつながるような、人を追い込んでいくというような、そういう形で無意識のうちに助長につながるような、そういったことも十分に気をつけなければいけないのかなということです。ちょっとした中にもいろいろといじめにつながる芽があるということをあえて入れました。少しわかりづらいところがあるかと思ひます。

○高森委員 そういうことであれば、一番下のことは教職員にきちんとした研修などで伝えるべきであって、保護者に向けてこれを出す意味があるのかなと思います。その辺りが気になりました。教職員の研修が必要かなと。その場できちんと伝えていくことが必要かという気がします。

それから、先ほどの自分の好きな児童生徒の名前を大声で叫ぶということは、これはい

じめの対象は誰なのでしょう。好きな児童生徒がいじめの対象となっているケースでしょうか。それとも、この叫ぶ人間がいじめの対象となっているということでしょうか。

○指導課長 叫ぶ本人と考えております。

○和田教育長 要するに、無理矢理名前を言わされるということですね。

○高森委員 叫ぶというか告白をさせられるということですね。ただ叫ぶわけではなく、目の前で言わせるということですね。

○指導課長 そうでございます。

○高森委員 大声でどこかで叫ぶということも想定としては入っているのですか。

○指導課長 その子の前でやれというようなことや。陰でそういうことを言ってみろとかいうことです。

○樋口委員長 仲間はずれにされたくないという気持ちがあって、そうするとお前、誰が好きだろうということを本人に言えというわけですね。

○高森委員 強制されるということですね。

○指導課長 すみません。少し分かりづらい文章でございますので、その表現の部分についてはもう一度検討したいと思います。

○高森委員 あともう1点。これはケアレスミスだと思いますが、一つ上の吹き出しというか矢印が入っている囲みの部分の「いじめの」という最初の括弧が落ちています。

○指導課長 たびたび申し訳ございません。

○和田教育長 高森委員がおっしゃった黒丸の一番下のところは、保護者をご覧になると誤解をされる可能性があるので、これはもう一度よくチェックをしてください。

○樋口委員長 保護者に対し、何かあったらいつでも学校や教育委員会なり、警察も含めていろいろな相談できる場所はありますので、とにかく情報を出すようにということを言っておいたほうがいいのかと思います。

○指導課長 ご指摘のとおりでございます。一番大事な部分は、やはり保護者や周りの地域の方々、全ての方々にそういう情報を共有するところが原点かと思っておりますので、そのような啓発の部分も含めて、もう一度そういったところに入れていきたいと思っております。

○和田教育長 基本方針の本編について、冊子としてはこれで完成となるわけですね。

○指導課長 冊子は10月の区民文教委員会でのご決定をいただいて、こういった形を出していきたいと思っております。

○和田教育長 個々の教員全てに行き渡ることになりますか。

○指導課長 現場の教員に全て周知し、校長・園長のほうからの指導を含めて周知徹底を図りたいと考えてございます。

○和田教育長 策定されたということについて、児童・生徒に対する説明、伝達はどのように考えていますか。

○指導課長 児童・生徒におきましても、校長・園長のほうから、特に小・中学校でござ

いますけれども、校長のほうから直接指導をする、そういった機会を必ず設けるように教育委員会から指示はしたいと考えております。

○樋口委員長 私はこれを各学校に出した後に、もう一度意見交換をしたほうが良いと思います。相模原市では、例えばスマートフォンでのメールの交換は、夜8時以降は絶対にするなという教育委員会の命令を各子どもたちに出して、とにかくネットのいじめを防ごうとしています。いわゆるいじめ防止の対策を現場に出すわけですが、現場からも今の事態がどうなのかという情報を聞いて、ゼロということはあり得ないと思いますので、それを受けてどうするかともう一回考える。これはこれでいいですけども、その次の施策ないしは補助策を考えたほうがよろしいかと思えます。

○指導課長 委員長ご指摘のように、携帯電話、スマートフォン、あるいはインターネット関係のいじめ防止、あるいはいろいろな被害に遭う可能性もありますので、そういった使い方等について、区独自のオフィシャルルールというのでしょうか、そういった対応について、現在、事務局と校長会で議論をしているところでございます。

また、このいじめの基本方針を出した後も、台東区いじめ問題専門委員会、専門の警察を含めた委員会を定例的に開催していく予定でございますので、そこでもさまざまな情報交換をしながら、これをベースに改めてその体制のあり方はどうなのか、現状で何か新しいいじめの形態は出てきているのか、あるいはインターネットとの関係など、そういったものを定期的に情報交換しつつ、対応を練っていくという体制をとっていきたくて予定をしているところでございます。

○樋口委員長 インターネットでは、2ちゃんねると学校裏サイトは相当深刻で、公式な数字ではありませんが、学校数の約2.5倍くらい裏サイトがあるということです。そこには非常に痛烈ないじめの現状がいろいろ出ているという話ですので、やはりそれを見ないようにするとか無視するようにするということですね。それでも彼らのコミュニティがうまくいくようにしていけないと思えます。

○高森委員 このパンフレット、リーフレット、両方にありますけれども、未然防止に向けた取組のところでは樋口委員長がご懸念されていた、スマートフォン等のいじめ防止がこの④番に書いてあります。未然防止に向けた取組の⑤道徳地区公開講座の推進だとか家庭教育学級の開催ということがありますが、実はPTA関係者の方にこういったテーマで家庭教育学級のテーマの設定というのはどうでしょうかと聞いたところ、学校内で実際に起きているいじめの実態に話が及ぶことになりかねないということもあり、いじめというテーマで家庭教育学級を設けるのは重すぎるそうです。また、こういったテーマで家庭教育学級を開催したいといったとき参加者の意識が果たしてどこまで高まるかということもありますので、もう少し参加しやすい方法を考えたほうが良いとは思えますね。例えば、シンポジウムや講演会、鼎談でもディスカッションでも、一般の人たちが比較的大勢集まって参加できるような機会を設けたほうが効果的なのかなという気もします。そういったことも含めて少し考えていただければと思います。

○指導課長 ありがとうございます。道徳地区公開講座やPTAによる取り組みなど、学校からも報告をいただいているところがございますので、そういった事例をほかの学校にも紹介するなどして、できるだけやりやすいような形がとれるような支援をしていきたいと思っております。

○樋口委員長 我々としては、いじめはあるということを前提にして、これをどうなくすかというところを考えなくてはいけないと思います。いじめられるほうは少数派です。イベントをしても、うちの子供は大丈夫、うちの子供はいじめのほうだから大丈夫ということで、それは子供の遊びなんだから親が口を出すことではないということ容認してしまう親もなきにしもあらずです。我々としては、それは絶対にいけないということはどうやって押さえておくかという話です。

○高森委員 具体的ないじめの例として、例えばここには載っていませんが、人が嫌がるような役職に就けさせられる、例えば学級委員長とか、そういったものも一つあると聞いておりますので、もし余白があれば記載していただければと思います。

○樋口委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、指導課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんで、ご了承願います。

(5) 青少年・スポーツ課 カ

○樋口委員長 次に、青少年・スポーツ課のカについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、カの台東区民スポーツ振興協議会の実施する事業に対する共催につきましてご説明申し上げます。資料6をご覧ください。

事業名は、第9回台東区民ドッジボール大会でございます。

本事業は、子どもから大人まで気軽に取り組めるドッジボールを通じて、区民のスポーツ振興及び区民相互の交流や親睦に寄与することを目的とするものでございます。本年度は11月23日に台東リバーサイドスポーツセンターでの開催が予定されております。

なお、本事業につきましては昨年度も本教育委員会におきまして共催名義の使用許可を決定いただいているところでございます。つきましては、区民の健康増進に寄与するものでございますことから、教育委員会の共催名義の使用をご決定いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問ございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、青少年スポーツ課のカについては、協議どおり決定いたしたい

と思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんで、報告どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○樋口委員長 次に、報告事項に移ります。事務局各課ごとに報告をお願いいたします。まず、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、台東区立蔵前小学校改築について、ご説明をいたします。

まず、項番1の経緯でございます。

蔵前小学校は、平成15年度に当時の精華小学校、済美小学校、小島小学校の3校が統合いたしまして創立をされました。当時の児童数は353人、各学年2学級の全12学級という規模でございました。その後、蔵前小学校学区域の就学前人口が、南部地域の人口増に伴いまして、児童数も年々増加してきているところでございます。

平成26年度の現時点におきましては、児童数が485人、全学級15の規模に達しておりまして、学級数も3学級増えてきたというところでございます。教室を増やす場合には、特別教室の転用などで対応してきたところでございます。しかし、現蔵前小学校の校舎内部改修で整備できる普通教室は、あと1教室分しかないという状況となってきました。

その一方で、蔵前小学校の児童数は、現在の学齢0歳から5歳の児童数の実数によりましても、今後についても増加していくのが確実な状況でございます。現校舎の内部改修では、今後に必要な教室数を確保することが大変困難という状況になってございますので、改築により対応をするという、そういうものでございます。

項番2の蔵前小学校の現況でございます。所在は蔵前四丁目でございます。建物の建築年次といたしましては、昭和57年でございます。当時は精華小学校の新校舎として竣工いたしました。構造でございますが、地上4階建て、鉄筋コンクリートづくりでございます。敷地面積が3,784㎡、延床面積が5,316㎡、これには体育館450㎡を含んでございます。校庭の面積が1,124㎡でございます。ちなみに、この敷地面積や校庭面積は、区内の区立小学校の中で児童一人あたりの面積が最も小さいものでございます。

項番3の児童数・学級数の推移でございますが、平成15年から26年度を実数として書いてございます。以下の表が推計値でございます。平成27年度から平成32年度までは現在の学齢簿による児童数の推計でございます。それ以降につきましては、今年3月に長期総合計画をつくるための基礎調査として区の企画課でまとめた人口動態統計による推計でございます。この動向を見ていただきますと、学級数としては最大23クラス必要な状況まで児童数が膨らんでいくということが想定されるところでございます。

恐れ入ります、裏面をご覧ください。先ほどの説明と重複いたしますが、現校舎内での改修で今後確保できる教室数としては1教室でございます。平成27年度の1教室分の増には

改修で対応できます。平成28年度は16教室で対応が可能となっておりますが、平成29年度以降の教室増には17教室必要ということになってまいりますので、平成29年度以降の対応は不可能という状況になってございます。

これを踏まえまして、項番5の改築概要の想定でございます。新校舎につきましては現在の校舎がある敷地のところで建て替えをいたします。構造といたしましては、地上5階建、鉄筋コンクリート造でございます。敷地面積は変わりませんが、延床面積といたしましては9,349㎡で、現行比4,000㎡強増えるところでございます。校庭面積でございますが、1,922㎡で5階の屋上へ持ってまいります。現行比で798㎡増ということでございます。教室数は、普通教室が最大24確保できる規模でございます。プールでございますが、屋内プールを1階に持ってくるものでございます。併設施設といたしましては、現在も特別支援学級がございますので、特別支援学級とこどもクラブの需要もこの地域は多いところでございまして、待機児童も出ているところでございますので、こどもクラブを併設いたしたいと考えてございます。

(2)改築等に関わる経費でございますが、設計・解体、それから新築の工事等を踏まえまして約40億円強を想定しているところでございます。

(3)改築等スケジュールでございます。本教育委員会定例会でご了承をいただいた後に政策会議、10月の区民文教委員会とお諮りをしてまいります。議会でご了承いただいた後に、本年11月から来年3月にかけて庁内で具体的な検討を行ってまいります。来年5月から平成28年6月にかけては基本設計・実施設計を地域の方々、学校の方々にも参画をしていただきまして、具体的な改築内容を決めていく予定でございます。以降、解体工事、仮校舎、改築工事をこのようなスケジュールで行ってまいりまして、平成31年3月には竣工させまして新校舎へ移転していただき、卒業式をこちらで挙行していただくと考えてございます。平成31年4月からは新校舎で入学式、始業式を実施していただくと考えているところでございます。

それから、項番6の仮校舎の場所でございますが、児童にとってもっとも良好な教育環境が確保できるという観点から、近隣の区有施設、公園ですとか東京都の所有地ですとかいろいろなものがございまして、そういった中からもっとも子どもたちにとってよい環境が確保できるようなところを検討したいと今現在考えているところでございます。

項番7の今後の予定でございますが、資料にありますとおり、10月の区民文教委員会、保護者説明会、12月の区民文教委員会でやっていくところでございます。

説明は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 資料1ページの児童数・学級数の推移で、推計はなかなか難しいとは思いますが、学級数が必要なピークは平成37年、児童数はその後も伸びていくのでしょうか。基礎調査による推計というのはその後あるのでしょうか。

○庶務課長 この辺は児童数に比例して必ずしも教室がそのまま増えていくという関係で

はございませんで、むしろ平成40年以降は少しずつ減っていくということでございます。

○垣内委員 では、あと10年くらいしのげばいいということですか。

○庶務課長 はい。

○高森委員 裏面の2ページの5ですけれども、⑤校庭面積のところ、5階屋上約2,000㎡校庭にするということですが、敷地面積4,000㎡弱の内の2,000㎡が屋上校庭となると余った敷地は何に使うのでしょうか。校舎が建てられるのは約2,000㎡ということですよ。

○庶務課長 当然、周辺の建ぺい率などとの兼ね合いもありますし、校庭周辺に施設も設けますので、敷地の全てを校庭として使えるという想定ではございません。そういった点で敷地面積に比較して少ない面積になっているということでございます。

○高森委員 敷地面積のうち、校舎が建っていない部分の使い道はどのようなものがあるのですか。

○庶務課長 例えば受水槽などのさまざまな機器を設置するスペースが考えられます。

○高森委員 屋上にしか校庭のない学校は何校かありますけれども、使い勝手はいかがなのですか。

○庶務課長 同等の規模と児童数・学級数を持った学校が近隣区で他にないかと想定いたしまして、中央区の中央小学校がほぼ同規模の学校で、同じような建築内容でしたので、そちらも実際に見に行きました。屋上の校庭ということで、1階のグラウンドレベルにあるよりは、使い勝手としては不便が生じることがあるとは思いますが、実際にそちらを見に行き、例えば階段のつくりや昇降の入口がどの方角にあるかなどを見させていただきました。また、各階から屋上への導線が大変よくできているということもございましたので、そういったところを参考にさせていただきながら、実施設計・基本設計のところで配慮をしていきたいと考えているところでございます。

○高森委員 現在の校庭面積と計画中の屋上校庭面積は、どのくらいの差がありますか。

○庶務課長 校庭面積は、約800㎡程度増になります。

○高森委員 少し広がるのですね。

○樋口委員長 さらに体育館も加わりますよね。体育館の規模は変わらないのですか。

○庶務課長 体育館につきましては、現在は450㎡でございますが、新しい校舎としては510㎡を想定しているところでございます。

○高森委員 5階建ての中に屋内プールと体育館があり、さらに屋上もあるということですが、教室は何階部分に設けるのでしょうか。

○庶務課長 教室は1階から4階部分まででございます。

○樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

(2) 学務課 イウエ

○樋口委員長 次に教育長報告の報告事項、学務課のイからエについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、まずイの平成27年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集についてご報告いたします。

今年も10月31日から募集案内・入園申込書の配布をしたいと考えてございますが、この段階で先ほどご審議をいただきました新しい保育料の表を案として説明をしていかなければならないとは思っております。

そのほか、申込書受付や面接等々、例年どおりのスケジュールでございます。

裏面をご覧ください。

10月5日から広報たいとうやホームページでPRをしまして、ご覧のようなスケジュールとなっております。来年入園される方々は新制度の上での入園ということで、手続的に保護者の皆さんに煩雑にならないようにと考えておりますが、例年では1月9日に入園決定通知を発送していたものが、来年入園の場合、この段階では内定通知ということになります。その後、説明会の場などを活用して、1号認定の申請をしていただき、その後に認定証や入園の決定通知、利用者負担を決定した通知などを3月中に発送していくというスケジュールに変更になります。極力これまでの通常手続の中に組み込んでこの手続を進めていきたいと考えてございます。

表面に戻っていただきまして、募集見込み数についてでございます。昨年は抽選が大変な状況になり、最終的に根岸幼稚園に1教室増やすという状況になりました。来年の3歳児の人口については昨年度と同様の規模でございますので、教室やクラスをあらかじめとは思っておりますが、根岸幼稚園につきましては、2年続けてクラスを増やすのは、園の運営上、学年の配置がうまくいかないのが難しいという状況です。また、ほかに教室を一つ増やす対応のできる幼稚園がありませんので、このことについては春くらいから、私立も含めた台東区の幼稚園の受け入れ枠について私立幼稚園長会などとも協議をしてまいりました。表のアスタリスクの一つ目にありますが、通常3歳児については20名定員で運営しておりますけれども、このような状況を鑑み、来年度に向けての募集については各園で2名ずつ増やさせていただいて、定員を22名とさせていただきたいと考えております。

ただし、石浜橋場こども園のように学級編制が3歳、4歳、5歳いずれの学年も20名ということであると増やすと持ち上がれませぬので、石浜橋場は対象外とし、台桜幼稚園につきましては、谷中地区の人口で申し上げますと横ばいの状況ですので増やす必要がないと判断いたしまして、台桜幼稚園と石浜橋場こども園を除く各園で22名の定員とさせていただきたいと思っております。

下の表にありますように、定員から持ち上がりを差し引きまして、きょうだい関係の調整などをいたしました結果が募集見込み数となっております。3歳児は、幼稚園で206名となっておりますが、昨年同時期に183名という状況でしたので、昨年よりも23名募集枠を

増やしたという状況になってございます。

合計をいたしますと、今年で439名ですが、昨年411名でしたので、全体で28名の増という募集見込みをもって、これから園児募集をさせていただきたいと考えてございます。

続いて、ウの平成27年度4月に小学校に就学する予定者の就学時健康診断のことについてご報告いたします。それぞれ通学区域の小学校で実施するもので、日程は資料に記載のとおりでございます。

検査項目は、学校保健安全法施行令2条に定められておりますので、内科、眼科、耳鼻科、歯科等の健診を学校医・学校歯科医のご協力をいただいて実施するものでございます。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、エの秋の井戸湿原自然観察会と新そば手打ち体験ツアーの実施について、資料10に基づいてご説明いたします。

新そばの手打ちの体験につきましては、平成22年から、年6回程度実施してまいりましたが、当初年6回の100名くらいの参加をいただいておりますが、昨年は年4回40名程度ということで、徐々に参加者も減ってきており、鹿沼市と協議をした結果、もともと手打ちそばも現地集合・現地解散ということでございまして、あわ野山荘に行くのには非常に交通が不便だというような課題等々もありましたので、今回そのバリエーションといたしまして、新鹿沼駅集合で、鹿沼市の自然文化を知るバスツアーで回っていく企画を実施することといたしました。

実施日は資料にありますように10月1日、区内在住・在勤の方対象で、募集は29名です。1日目は新鹿沼駅集合で前日光ハイランドロッジ、また古峯神社・古峯園といったところを回っていただいて、2日目に手打ちそば体験をするほか、かぬま組子などの体験もございます。解散はおよそ16時10分ということで考えてございます。1日目の集合が10時半、解散が2日目の夕方16時10分という状況です。

参加費といたしましては、食事代や教材、また講師代ということを想定して、ご覧のような設定でございます。募集につきましては、広報たいとう、区のホームページで本日から募集をかけていきたいと思っております。このような工夫をして鹿沼市の自然文化を知っていただきながら、いろいろな条件整備を図って利用率の向上にもつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、学務課のイについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員 今、募集見込み数を23増やしたとおっしゃっていましたが、それは根岸幼稚園を1クラス増やさないという状態での募集ということですか。

○学務課長 今年は根岸幼稚園に1クラス増やすという措置がとれないので、各園で、10園になりますが、2名ずつ増やして、その結果として全体で23名増えているということです。

○高森委員 先ほどの募集見込み数が去年より23増えたというのは、どの段階での見込み数ですか。根岸幼稚園はクラスが増えることが見込まれていないという状態での見込み数なのですか。

○学務課長 根岸幼稚園を1クラス増やす前の比較です。

○高森委員 つまり実際には増えていないということですか。

○学務課長 根岸を追加した昨年と同レベルになっているということでございます。

○高森委員 平成27年度については各園2名ずつの定員増を考えていらっしゃるということですが、3歳児はおそらく初めて集団生活の場に通うことになるんですけれども、担当される担任の先生方にとっては非常に大変な時期の子どもたちを預かることになります。2名増といってもかなり大きな負担になると思います。このあたりは園長会などから意見は出ているのでしょうか。あるいは、副担任制も含めて何か検討してほしいという意見などはあるのでしょうか。

○学務課長 ご指摘のように、最終的にきょうだい枠の3名も生かすと最大で25名の3歳の学年・クラスが想定されます。この話は、春から園長会とやりとりをしております。場合によっては副担任制というようなご意見もございましたが、現時点では、25名になった場合に担任を1人増やすという結論にはなっておりません。もともと3歳児保育を始めた際も、おっしゃるようになるべく少ないほうが、今までご家庭にいた子どもが初めて集団生活をするということでは、目が行き届くほうが望ましいという状況ではありますが、今のところ園長会とのやりとりでも、この募集にあたっての条件として3歳の担任を1人配置してほしいというところまでの話はないです。

○樋口委員長 よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 次に、報告事項、学務課のウについて、何かご質問ございませんか。

(なし)

○樋口委員長 次に、報告事項、学務課のエについて、何かご質問ございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、学務課のイからエについては、報告どおり了承いたします。

(3) 児童保育課 オカキク

○樋口委員長 次に教育長報告の報告事項、児童保育課のオからクについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それではまず、オの平成27年4月保育所等入所申込の受付についてご報告いたします。資料11をご覧ください。

平成27年4月の保育所等入所申込につきましては例年と異なる点として、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育の認定申請をあわせて受け付けること。それから、来年度から認可の事業となります小規模保育事業所も利用調整の対象となることから、今回の

受付対象施設とするものでございます。

資料の項番1、申込み資格は、保護者が就労や病気等のため、保育の必要のある家庭で
ございます。2、対象施設は、例年のものに小規模保育事業所も加わってまいります。3、
受付期間、4、受付場所・時間については例年どおりでございます。5、申込手続きにつ
きましては、通常の利用申請にあわせ保育の認定申請書の提出をお願いするものでござ
います。

資料裏面をご覧ください。周知方法も例年どおりでございます。スケジュールにつ
きましては、来年の1月中旬から2月上旬にかけて利用の調整を行い、以下スケジュール
のとおり進めてまいりたいと考えております。なお、募集のご案内につきましては10月中
旬頃に配布する予定で現在作成をしているところでございます。

保育所等入所の申込については以上でございます。

続きまして、カの保育所入所基準の改定についてご報告いたします。資料は12で
ございます。

保育所の入所にあたりましては、保護者の就労等の状況や家庭の状況等を指数化いた
しまして、原則その点数の高い方から入所いただいているところでございます。本日はその
基準を改定することについてご報告するものでございます。

項番1、保育所入所基準の現状と課題でございます。1点目は、子ども・子育て支援新
制度による児童福祉法改正に伴い、保育所への入所事由が「保育に欠ける」から「保育を
必要とする」に改めることになっており、新制度に対応した内容に改定する必要がござ
います。

2点目は、冒頭にも触れましたとおり、現在の入所基準は保護者の就労等の状況を指
数化した「基本指数」と、家庭の状況等を指数化した「調整指数」の合計点数から基本
的には決定している状況でございます。しかしながら昨今、両親ともフルタイム勤務と
いった家庭が増えており、指数が同点となるケースが多くなってまいります。結果と
して公平性・透明性の点で課題が生じている状況でございます。

項番2、改定の考え方についてでございます。ただいまご説明した状況を踏まえ、
入所基準につきましては新制度に対応した内容とすること、現在の各指数の項目の追
加や細分化により、保育の必要性をより明確にして入所審査における公平性・透
明性向上を図ることといたしたいと考えているところでございます。

内容につきましては、まず大きな(1)点目、新制度への対応でございます。まず①
保育を必要とする事由でございます。保育を必要とする事由につきましては、子
ども・子育て支援法施行規則に示されている内容が次の10項目でございます。既
に入所基準に規定済みのものも多くございますが、8番、9番の項目については新
たに基準に規定してまいります。

次の2ページをご覧ください。②の保育優先利用についてでございます。国は
新制度において「優先利用」の考え方を示しておりますが、これらに対応するもの
でございます。資料の表のとおり、網掛けの部分を新たに入所基準に規定して
まいります。

次に大きな(2)点目として指数項目の追加・細分化でございます。まず①就労指数の見直しでございます。保育所入所事由で多数を占めます就労の指数につきましては、現在居宅外と居宅内に区分しておりまして、居宅内の自営については居宅外より指数が低く設定されております。区議会等からも、居宅内の自営についての指数見直しの要望がございまして、これまでの居宅外の外勤と自営で中心となっている方の指数の差をなくし、資料の表のとおり区分を見直すものでございます。また保育認定時間の下限時間が現行の52時間から48時間に改められますので、これを受けた改定をするともに、就労時間の区分を細分化し、より就労の実態に即したものにしますものでございます。

次に、②の調整指数項目の追加でございます。現在の調整指数は、家族の状況等を指数化しておりますが、児童がどのような保育状況にあるのかについて着目し、指数化した項目を新たに追加するものでございます。この点につきましては、これまでも入所審査の判断材料として一部指数にも示しておりましたが、これを明確化し、家庭や児童の状況を適確に指数化するものでございます。追加する項目は資料の表のとおり、児童が保育施設で保育を受けているのか、保護者が保育しているのか、祖父母や親族が保育しているのかといった観点から指数化するものでございます。

次のページをご覧ください。(3)点目は同点時の判断項目の明示でございます。これまでは同点の場合、内規として資料に示す項目から入所の判定をしておりましたが、今後はこれらを公開し、審査の透明性を確保するものでございます。

次に項番3、保育所入所基準(案)でございます。次のページにA3版のものをおつけしておりますのでそちらをご覧ください。まず、基本指数でございます。向かって左側が新しい改定案でございます。右側がこれまでのものでございます。網掛け部分が就労の要件により保護者の状況を示している指数でございますが、これまでのものと比べて指数を細分化したことと、自営の中心者については居宅外の就労の方と同点数となるような改定を行っております。

1枚おめくりいただきましてA3版2枚目の資料でございますが、こちらは調整指数の表になります。同じく左側が新しい表でございます。網掛けの部分が主な変更点でございますが、先ほどご説明しました、子どもの保育状況の項目は、1番から14番の項目を加えてございます。そのほか新制度に伴う項目で追加を行っているところには網掛けをさせていただきます。

資料3ページにお戻りください。項番4の改定時期でございますが、この入所基準の改定につきましては、来年4月の入園から適用いたします。

項番5の今後のスケジュールは資料のとおりでございますが、来年の入園案内には新しい基準を掲載してまいりたいと考えております。

続きまして、キの平成27年4月こどもクラブ入会申込の受付についてご報告いたします。資料は13でございます。

冒頭で訂正をお願いしたいと思います。項番1の「保護者が」からの1行目に「下記の」

という言葉が入っておりますが、こちらは削除をお願いをいたします。大変申し訳ございません。

先ほどの条例案でご報告したとおり、保護者が就労や病気等で児童を放課後に保育することができない家庭の小学生が対象となります。クラブ数22クラブにつきましては昨年と同様です。裏面に各クラブの状況が書いてございますので後ほどご参照いただければと存じます。受付期間は12月1日から来年1月9日としております。受付場所・時間、受付に必要な書類、周知につきましては記載のとおりでございます。受付締切後のスケジュールでございますが、1月中旬から2月上旬に入会審査を行いまして、以下資料のとおり進めてまいりたいと考えております。

続きまして、報告事項のク、小規模保育所の開設等についてご報告いたします。資料は14でございます。

5月の本委員会において、来年4月開設に向け小規模保育所等を誘致することについてご報告しておりますが、その事業者が決定いたしましたので報告するものでございます。

項番1、施設概要でございますが、（仮称）ベベ・ア・パリ東上野保育園で、開設場所は東上野3丁目、定員は0歳から2歳の19名でございます。

項番2、優先交渉権者でございます。事業者は墨田区の事業者で、株式会社fesパートナーズでございます。

項番3、選定経過でございますが、今回の応募は2者ございました。この2者につきまして、資料の表の審査項目で審査を行ったところ、表記の事業者が選定されたものでございます。

資料裏面をご覧ください。項番4、今後の予定でございます。平成26年10月に区のホームページ等で周知を開始し、平成27年4月1日に開設予定でございます。

項番5、認可保育所の再公募についてでございます。今回選定いたしました小規模保育所と同時期に認可保育所の事業者を公募しておりましたが、残念ながら応募がなかったという状況でございます。そこで、改めて来週より公募を実施いたしたいというところでございます。公募期間は9月8日から22日、事業者選定は来月中に行いたいと考えております。

施設規模については定員90名程度。これまでの公募では開設場所を指定しておりましたが、今回の公募では地域は指定せずに行いたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、児童保育科のオについて何かご質問はございませんか。

○高森委員 新制度の施行に伴って、認定申請も合わせて受け付けるということで、大変混雑すると思います。当然、受け付けにいらっしゃる方も多くなると思いますが、この予約優先期間とはどのような形でなされるものなのでしょうか。

○児童保育課長 あらかじめいらっしゃる時間で予約をいただいて、その時間を優先的に受け付けができるという形で対応するものでございます。

○高森委員 予約をするために電話で。

○児童保育課長 そのとおりでございます。

○樋口委員長 受付場所は全て区役所の6階になりますか。

○児童保育課長 家庭の状況等詳しくお話を聞く必要もございますので、申し訳ございませんが、区役所の6階の保育相談係のみで対応をさせていただきます。

○樋口委員長 よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 次に、児童保育科の力について、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 この判断項目の明示は、来年度の希望申請の際から明示するということですけれども、ここに出ている(3)も含めて全てを明示をすることになりますか。

○児童保育課長 基本的にはこちらに挙げた項目で、このような項目から総合的に判断していますということを明示する予定でございます。

○樋口委員長 例えば何らかの緊急な保育需要への対応なども、点数制なので対応不可という話になってしまうのでしょうか。

○児童保育課長 いろいろな事情がございますので、ここで一概にお答えするのは難しいところがございますが、やはり子どもたちが、適正な保育が受けられるようにすることがやはり一番大事な点と思っております。緊急時の対応については、認可に正式に入るということではなくても、例えば緊急一時保育的な保育サービスもございますので、こういった対応が子どもやその保護者の方にとって最良なのかという観点から対応していきたいと考えております。

○樋口委員長 公平性を保つためには客観的な数字は必要かとは思いますが、やはりそれぞれの家庭にはそれぞれの事情があって、そこをどう汲んでいくか。数字で客観的にということがまず前提になるだろうとは思いますが、個別には緊急性が出てくるところがあるかと思っておりますので、何らかの工夫をしていただければと思います。

○児童保育課長 窓口で入園のご相談をいただく際に、やはりそれぞれの家庭の状況はそれぞれ違いますので、そういった状況については丁寧にお話を伺うように努めているところでございます。

ただし、最終的には何らかの決定をしなければいけない状況がございますので、仮に、なかなか入園できなかったというご家庭についてもいろいろな保育サービスがあるというご案内など、対応についてはしっかりと丁寧に対応していきたいと考えてございます。

○高森委員 現在の保育所の待機児童がどのくらいかはわからないのですが、来年の4月1日からこの数字で判断をしていくということですが、現在、入園を希望して入れない、待機をしている世帯というのは、これで見ますと同点時の判断項目の中にも入っていますが、それ以外のところではこの待機をしているということがポイントのウエイトとして大きいということはないのでしょうか。

○児童保育課長 A3版の2枚目の調整指数のほうをご覧ください。こちらの項目でいいま

すと左側の表の調整指数の25番の項目でございます。25番に初めての入所申請から6ヶ月以上待機しているという方は2点加点をさせていただいております。

○高森委員 わかりました。ありがとうございます。

○和田教育長 入所に対して不服の申し立てをしている例に対して、これは有効に提示できることになりますか。

○児童保育課長 入所に当たっての客観的な状況を指数化して入所を判定して対応しているということについては、不服申し立てに対する対応としては問題ないということで今までも進めてきているところでございます。

○和田教育長 現在、不服申し立ては何件ですか。

○児童保育課長 昨年度に1件出て、先日、その審査会がございましたが、それ以降は、現在は出ておりません。

○末廣委員 この事由の、1ページでいいますと8番の「虐待やDVのおそれ」という、これは緊急的な場合があると思うんですが、これはどこで判断するのですか。

○児童保育課長 DVや虐待の場合は、一義的に子ども家庭支援センターで対応を協議することになっておりますので、その対応の協議には児童保育課の担当ももちろん入りますけれども、その中で保育所に入所させたほうがいだろうということであると、こちらのほうで対応するという形になります。DVなのかどうかという判定が保育所の窓口としてはなかなか難しいところがありますので、子ども家庭支援センターとの協議等で判断をしていくという形になると思います。

○末廣委員 そのおそれがあるときに、一時的に、例えば1週間や10日、ずっと預かるということもあり得るのですか。

○児童保育課長 保育所で預かるケースというのは、例えば児童相談所で保護しなければいけないケースではないということです。例えば、親が一時的でも保育所に預けたほうが親にとっても良いというような、そういうケースで保育所で預かるというケースが考えられるかどうか。保育所に預け放しでそのまま親が迎えに来ないとか、そういう状況のお子さんではないということです。そういうお子さんについては、やはり児童相談所等の適切な対応になってくるのかと思います。

○樋口委員長 よく問題になるのは、その狭間のところで、預けたほうがいいという話になると、家庭は、お金を出せませんということにもなります。そうすると、結局子どもを家庭に帰すようなことになり、相模原の児童相談所の例のようにもなりかねないです。

虐待については積極的に家庭に参与して、ルールだけで決まらない問題があると思いますので、強制力のある程度持たなくてはいけないところもあると思います。

この項目に関しては、ルールと言っている場合ではないということですね。虐待やDVが起りかねない状況であれば、ある一定のところで積極的に我々が参与していかなければいけないと思います。

○高森委員 教育委員会がどこまで踏み込めるかというところもあるのでしょうかけれども、

社会全体で見守っていかないといけない問題だと思えます。

末廣委員からご質問のあったDV、ネグレクトといった虐待を受けているおそれがあるというのは、この新しい調整指数ではどこの項目として挙げていますか。

○**児童保育課長** 先ほどの調整指数のA3版の表をご覧ください。こちらの17番の項目になります。児童福祉等の観点から特別の配慮が必要と認められる場合ということで、1点から5点を加算するという形で記載をさせていただいております。

○**高森委員** 唯一ここだけが点数に幅があるというのは、いろいろな事情を斟酌することになるわけですね。

○**児童保育課長** はい。

○**樋口委員長** 他によろしいですか。

(なし)

○**樋口委員長** 次に、報告事項、児童保育課のキについて、何かご質問ございませんか。

○**和田教育長** 先ほどのこどもクラブ条例の改正の中身と今回の募集との関係で周知の方法で特に工夫は考えていますか。

○**児童保育課長** 周知の方法につきましては、基本的にはこれまでどおり、踏襲させていただきたいと思っております。ただし、入会に関しましては低学年と障害児を優先することをございますので、この点については特に高学年向けには丁寧に説明をしていかなければいけないということは考えておりますので、その対応については今後検討してまいります。

○**樋口委員長** ほかにございませんか。

(なし)

○**樋口委員長** 次に、児童保育課のクについて、ご質問はございますか。

○**高森委員** 2ページ目の項番5について、認可保育所の再公募の件ですが、応募者がなかった理由は何だと思えますか。

○**児童保育課長** ご相談といたしますか、問い合わせは4者ほどございました。ただし、なかなか物件がないというのが正直なところでございます。

一つ物件があったのですが、なかなか事業者と賃料が折り合わなかったと、事業者にヒアリングして聞いたところ、そういった事情があったということは聞いているところでございます。

○**高森委員** そうしますと、今後再公募をしたところでなかなかハードルを越えるのは難しいのではないかとと思いますが、新たな物件を発掘するような予定はあるのでしょうか。

○**児童保育課長** 8月15日時点で応募がなかったという実態がありましたので、その後、保育事業者あるいは不動産事業者等にいろいろ問合せをしまして、一つ物件がございまして、関係の事業者等にはお話をさせていただいているところでございます。

○**樋口委員長** 以前お話をしました歯科医師会は、スペースをつくれるというようなお話もありました。その一方で、渡辺歯科医院の件をお聞きしたいのですが。

○**児童保育課長** そちらの歯科医院さんの件につきましては、現在、保育を運営する株式会社を既に立ち上げてはいるのですけれども、そちらで新制度に位置づけられております事業所内保育所としてやりたいという相談をいただいているところでございます。来週、その関係で一度お伺いをいたしまして、どのように進めていくかについてはお話を進めていきたいと考えているところでございます。

○**樋口委員長** 他によろしいですか。

(なし)

○**樋口委員長** それでは、児童保育課のオからクについては報告どおり了承願います。

(4) 生涯学習課 ケ

○**樋口委員長** 次に、教育長報告の報告事項、生涯学習課のケについて、生涯学習課長、報告をお願いします。

○**生涯学習課長** それでは、ケの国指定名勝伝法院庭園文化財復元補助につきましてご報告申し上げます。資料15をご覧ください。

まず項番1、事業概要でございます。浅草寺伝法院庭園でございますが、平成23年9月21日付けで国の名勝に指定されました。この名勝指定により浅草寺では、伝法院庭園の保存・整備が提案され、平成24年11月に保存管理計画の策定委員会が設置され、伝法院庭園の保存管理に関する計画の策定、伝法院庭園の本質的価値、基本的な考え方などの修理保存に必要な事項について検討が行われました。そして整備にあたり、国及び東京都の補助金対象事業となり、本年から平成31年度までの6ヵ年をかけて実施されることとなりました。つきましては区といたしましても文化財復元補助を行うというものでございます。

項番4、補助対象事業及び経費についてご覧ください。本件の保存整備に要する補助対象経費は6ヵ年で5億8,400万円で、調査・設計、庭園建物の保存修理を行ってまいります。なお、今後の建物等現況調査により経費が増減する見込みがございます。

項番5、平成26年度補助金対象事業及び補助額についてでございます。6ヵ年の初回に当たります本年度の補助対象事業は、整備委員会運営、地泉発掘調査、植栽及建物の現況調査等を実施する予定でございます。補助額でございますが、補助対象経費の内、国が50%、東京都が25%を負担し、台東区は残りの2分の1にあたる12.5%を負担します。26年度の補助対象経費は4,211万円でございますので、そのうちの12.5%、526万3,000円を補助し、第3回定例会補正予算に計上してまいります。

ご報告は以上でございます。

○**樋口委員長** ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○**垣内委員** 本年度は、4,200万規模のプレ調査だと思っておりますが、いずれ建物保存や現物の補修改修に入っていくと、かなりの金額が予定されているのですけれども、その負担についての見込みはどうなっているのでしょうか。

○**生涯学習課長** これから調査などを進めた時点での増減ということがありますが、現在

のところ、全体としては5億8,400万円を見込んでいるところでございます。

○垣内委員 台東区の補助部分はいかがですか。

○生涯学習課長 台東区の補助部分は、7,300万円となっております。

○樋口委員長 このプロジェクトに全体に関して7,300万円ですか。

○垣内委員 建物に関しては、おそらく国が補助率を上げるようなことも考えられ、区の補助部分というのは、5億8,000万円の事業に対して7,000万くらいという理解でよろしいでしょうか。

○生涯学習課長 国は6カ年の事業に対して50%でございますので、現在のところ2億9,226万3,000円です。東京都は、25%補助するというところでございますので、6カ年で1億4,613万1,000円で、残りにつきましては2分の1を台東区で負担させていただき7,300万円ということでございます。

○樋口委員長 よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、生涯学習課のケについては、報告どおり了承願います。

3 10月の行事予定について

○樋口委員長 次に10月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 10月の行事予定でございますが、10日金曜日の教育委員会定例会、それから21日火曜日の台東区立小学校連合運動会など13項目の行事がございます。詳しくは資料のご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、行事予定については、報告どおり了承願います。

4 その他

○樋口委員長 その他、何かございませんか。

(なし)

○樋口委員長 以上をもちまして本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後5時54分 閉会